

労働総研

クォータリー

1996年冬季号

●北京女性NGOフォーラム'95と 第 4 回世界女性会議が示したもの	伊藤	セツ	No
特集 日本資本主義の現状と労働者			
転換期にある日本経済	米田	康彦	
組織的金融犯罪としての銀行不良資産	熊野	岡雄	
雇用・失業の構造変化と雇用政策	丸谷	肇	
国際・国内動向			
日独労働問題共同セミナー	徳山	重次	
TUCの現段階と全国最低賃金会議	山中	敏裕	
社会開発サミットのマオローアップと労働組合運動の課題	小森	良夫	
福島県における産業空洞化と地域破壊の実態	I M	英雄	
政府の"雇用無策"へ高まる不安と怒り	掌島	和李	
~深刻化する阪神犬震災の太量失業~			
書評			
猿田正機著『トヨタシステムと労務管理』	平沿	高	
岩田正美奢『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』	庄谷	怜子	
木元進一郎監修・労働総研編『動揺する「日本的労使関係」』	平尾	武久	
	1111	1111	1111

労働総研クォータリー

第21号 (1996年冬季号)

——目

次



	●北京	女性	NGOフォーラム'95と第 4 回世界女性会議が示したもの伊藤	セツ	2
	特	集●	日本資本主義の現状と労働者		
			■転換期にある日本経済米田	康彦	11
			■組織的金融犯罪としての銀行不良資産	岡立维	16
			■雇用・失業の構造変化と雇用政策丸谷	肇	21
国際・	国内動	向			
			■日独労働問題共同セミナー	重次	26
			■ TUCの現段階と全国最低賃金会議山中	敏裕	29
			■社会開発サミットのフォローアップと労働組合運動の課題小森	良夫	32
			■福島県における産業空洞化と地域破壊の実態小川	英雄	35
			■政府の"雇用無策"へ高まる不安と怒り草島	和幸	40
			~深刻化する阪神大震災の大量失業~		
	書	評●	猿田正機著『トヨタシステムと労務管理』平沼	高	45
			岩田正美著『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,	47
			木元進一郎監修・労働総研編『動揺する「日本的労使関係」』平尾		
	新刊紹	介●	田沼肇著『私のなかの平和と人権』 宇和川 邁 ●愛知労問研・女性労働	加部会	54
		編	『学生の就職実態アンケート』 坂井 希 ●俵義文・石山久男著『高校	泛教科	
		書	検定と今日の教科書問題の焦点』 森下 昭平		
		•	総目次 (第17号~第20号)		57
		-	√ 左 三 子 上 「 「 C		E0

北京女性NGOフォーラム'95と 第4回世界女性会議が示したもの

伊藤 セツ

はじめに

1995年8月-9月の北京は、世界のあらゆる種類の女性問題・女性運動の交差点であった。それは、これまでの国際女性運動が出くわしたこともない迷路にも見えた。しかし、この時の北京は、すべてのものがトランジションのさ中にある20世紀の終わりの象徴のようでもあった。今回の女性に関する会議の内容が、政治、経済、宗教、民族、歴史、文化の問題ときりはなすことができなかったことは、女性問題が社会問題の一つであるという古くからの認識を、今さらのように蘇らせた。北京では、現代国際女性問題の複雑さが、人類が経験しつつある「今」にふさわしく、(開催国以外は)誰はばかることもなく、かって例をみないそれぞれのやりかたで表現されたといっても過言ではない。

何と何が対立したかについても単純化することはできない。9月28日付の日経新聞で、編集委員の足立則夫氏は、北京で採択された「行動綱領」の論争点となった用語の問題(例えば「性の権利」、「性的指向」)をとりあげ、言葉の対立構造を生み出す背景を、「G77(実際は132ヵ国)プラス中国」「EU」「イスラム圏」「バチカンなどのカトリック圏」「JUSCANZ:ジュスカンズ」(日本、U.S.A.、スイス、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、ニュージーランド)の

5グループに分けていた。こうした分け方は、かっては耳にしなかったものであった。この分類の背後に何が存在するのか。この一見迷路のような交差点からどの方向を選んで21世紀に向けて歩むのか。北京から帰って1ヵ月少しの時間では、私にはなかなか総括しきれない。

私は、今回は、国連NGO第2カテゴリーとして諮問的地位を与えられている国際家政学会(IFHE・本部はパリ)の一員としてNGOフォーラム(正式にはNGO Forum on Women Beijing'95)に参加した。また、IFHEの、国連から承認された5人のオブザーバーの1人として政府間会議(正式にはUN Fourth World Conference on Women)にも参加することができた。そのため、1995年8月29日から9月16日まで、北京郊外の懐柔県と北京市内に滞在した。

学術団体が国際的活動をするNGOであるということは稀なことであろうが、1908年スイスに創立されたIFHEは1970年代から、UNESCOやFAOに協力するNGOとなり、1975年のメキシコ会議以来、国連の女性会議には欠かさず組織参加をしてきている。11年前の1984年、ナイロビ女性会議を前にして東京で開催されたESCAP地域政府間準備会議には、IFHEの指示で日本家政学会から筆者がオブザーバー参加したという経過もあった。

これまで、19世紀半ばからの女性解放論と国

際プロレタリア女性運動の歴史を追ってきた筆者は、北京会議を前にして、国連(政府)とNGOとが方向付ける新しい女性運動とそれ以前の運動との連続性や断絶について考え続けていた。

「行動綱領」にもうたわれている「無報酬労働」の計測と、筆者も加わっている家政学研究グループの1975年から5年に1度行っている生活時間調査をどう関連づけるかという課題も念頭にあった。

北京女性会議に寄せた期待や思いは参加者各 自多様であったであろう。筆者のそれは、他の 参加者とは異なるものであったに違いないが、 本誌の読者の関心を考慮しながら、今世紀最 大・最後の女性会議が示したものについて書い てみたい。

1. 懐柔県にて

1995年8月30日から9月8日まで、北京の中 心から約55キロ離れた懐柔県で、NGOフォーラ ムが開催された。世界180ヵ国から総勢約3万人 (日本から約5千人)が参加した。私は、8月 29日午後、日本家政学会の仲間 5 人で北京空港 に着いたが、あらかじめ北京組織委員会から、 4人が懐柔県の宿泊施設を指定されていたので、 用意されたバスで一路懐柔県に向かった。参加 者を誘導したり、荷物をバスに積んだりする係 りは、高校生らしい中国の若者で、一生懸命に やっている様子がほほえましかった。バスの中 は各国からきたNGO参加の人々で早くもにぎ わっていた。懐柔県への道は見事なポプラ並木 であった。まるで北海道に来たようだと北海道 出身の同行者が言った。やがてポプラ並木は美 しい柳の並木に変わった。

北京組織委員会が、開催のわずか数ヵ月前に NGOフォーラムの場所を北京市内から変えた ということで、いろいろとりざたされた懐柔県 であったので、それだけ私たちはこれからの経験に興味がそそられていた。私たちの宿舎は、NGOフォーラムの中心部からさらに北へバスで20分のところにあるいわば中国の各種国営企業の訓練施設の宿泊所群の一つであった。受付も、食堂も、中国にとって神経を使う、招かざるNGO客の接待のための特訓を終えたばかりという感じの従業員と、一目でそれとわかる背広姿の「監視係」から、当初私たちはぎこちなく迎えられた。私は、ここに6夜滞在したが、その間「監視係」を除けば、ほとんどの従業員は、日に日に仕事に慣れ、NGO参加者に親近感を覚え、対応もスムーズになっていくのを手に取るように見ることが出来た。

懐柔県では、連日、予測はしてはいたものの 理解に苦しむ経験をした。まず、会場から宿泊 所に戻ろうとしても指定の場所にバスが来ない ので、タクシーに乗り、運転手に地図を示して も、宿泊所の名前を漢字で見せても「どこに行 きたい」といわれているのかわからないという 身振りをする。これには最初本当に当惑した。 バスで通った往路のうろ覚えの道順をボディ・ ラングウェッジで強引に示して、私たちがナビ ゲーターをやって迷いながらやっと帰りつくと いう経験を何度もした。新しく付けた名前の宿 泊所への道がタクシーの運転手にわからない、 あるいは「地図を見て運転する文化」がないと いうだけではなく、ここから先には入れない、 入る許可証を持っていない場合があるというこ とも知った。

9月3日、夜遅く、北京市内で開催された日本政府の催しに出ての帰り、懐柔県の入り口で検問され、タクシーから降ろされた。運転手のボディ・ラングウェッジから察するところ、このタクシーはここから先には入れないということらしかった。方角が全く分からないので地図

北京女性NGOフォーラム'95と第4回世界女性会議が示したもの

で「ここはどこか」と確かめようとしても交通整理のポリスにも、他のタクシー運転手にも意味を通じさせることが出来ない。「私たちがいるところはこの地図のどこか」ということが最後まで通じなかった。しかたがないからタクシーに乗り込んで、やみくもに走ってもらって見覚えのある場所を通過するや、乗客である私たちのナビゲーターが始まり、ようやく宿泊所にたどりつくのである。

また、その場所に確かに宿泊しているはずのIFHEの会長(ドイツ人)宿泊所に、電話番号簿で確かめて電話をすると、「ここはその名の宿泊所ではない」「番号が変わった」といわれ、やっと電話番号と宿泊所が一致しても「その人の部屋番号は何番か」と聞いてくる。「エッ!どうしてこっちが知っていなければならないのか」と思い、「あなたのところには宿泊客のリストはないのか」と訪ねると、「ない」という。会長の姓名のスペルを何度繰り返しても、「そういう人はここにはいません」で終わってしまう。

私たちは、IFHEのパネルをやる相談の必要 から、この会長と連絡を取らなければならない のに、一晩、長時間にわたって交換手とこうし た電話のやりとりでらちがあかなかった。次の 一晩は歩いて探した。会長が泊まっているはず の寮のような宿泊所の入り口がいくつもあって、 入り口毎の受付で、「その人はいつチェックイン したか」ときかれ、チェックインしたとおぼしき 月日を言うと、その日付けが手書きしてある封 筒を取り出し、さまざまな字体の世界中から来 た本人のサインのカードを一枚一枚繰って探す のである。その結果また「ここにはいません」と なる。その晩は夜も更け時間切れとなったので あきらめた。やむなくまたその翌日、たくさん の興味あるNGOフォーラム参加を棒に振って 貴重な日中の半日を費やし、何キロも徒歩で、宿

泊施設の各入り口を探し回ったところ、3日目にしてやっと会長の部屋をつきとめ、連絡が取れたというひとこまもあった。私たちが目的を達して喜んでいるのを見て、案内してくれた若者は、一生懸命訓練したであろう英語を使って心からうれしそうに手をふって見送ってくれた。

電話連絡をあきらめて徒歩で知人を訪ね歩いていたのは私たちだけではなかった。便利な生活に慣らされたせっかちの日本人と違って、このような場合も悠々としていた人もいなかったとはいわないが、多くの欧米人は、この種の非能率に率直に抗議した。若者たちは、激しい口調で抗議される自国のシステムにきっと疑問をもったことだろう。彼らがこれからの中国の担い手となるとき、若き日にこの世界最大規模の会議の仕事と関わって経験したことはきっと大きな影響を与えるに違いないと私は思った。

こうした非合理性、非能率は、私に、1970年 代の終わりから何度も訪ねた旧東ドイツを思わ せた。旧東ドイツと異なるところは、特にデパ ートに商品がいっぱいあることであった。市民 向けの市場は種類と質はおちるが安い商品が一 応とりそろえてあった。私たちは、いろいろな 成り行きから自分の足で歩き、あまり日本から の参加者が行かなかったであろう懐柔県のいろ いろなところを見ることができた。外国人向け ではない地元の大きな市場、その市場の一角を 占める専門別に分かれた街医者の医院街、散歩 を楽しんでいる幾組もの老若両方のカップル。 見ず知らずの個人の家に身振り手振りで入って、 住まいの中を見せてもらった仲間もいた。そし て懐柔県のシンボルのようなどこまでも続く柳 並木の夜の風景は印象的であった。

2. NGOフォーラム

さて、会議の3ヶ月前の突然の変更の結果と

して、準備が間に合わなかったということからくる諸問題を別とすれば、懐柔県は、3万人以上も集まるNGOフォーラムの会場としては必ずしも悪い場所ではなかった。人口過密な北京市内と異なって、懐柔県は3万人の人々を飲み込んでなお、柳が風にそよぐ程度に悠々としていた。

ここでは、さまざまのセレモニー・イヴェントの他、プログラムに記載されている限りでは、3,339本のワークショップがもたれた。ワークショップのテーマは、13分野に分かれて登録するシステムになっているが、上位5位までのテーマと本数をあげると、1位は人権・法的権利の491本、2位は平和・安全の476本、3位は教育の464本、4位は経済の379本、5位は統治・政治の371本となっている(大学婦人協会の房野桂氏の計算・分析に基づく中村道子氏の報告による)。

私は、IFHEのパネルへの参加に第1のプライオリティをおいたが、第2に、生活時間一無報酬労働の計測ージェンダー統計の流れ、第3に、日本の女性労働者の差別を訴えるワークショップ、そして第4に、中国人の参加者が予想されるプログラムに焦点をあてた。この選択は、私の仕事上の必要と関心を優先させた結果である。

とはいえ、私のねらいは18世紀後半からの女性解放運動との関連を北京女性会議と結びつけること、すなわち、第1インター、第2インター、第3インター、国際民主婦人連盟が主催した国際女性会議と、国連(政府)主導の世界女性会議との関連をどう考えるか、メキシコーコペンハーゲンーナイロビー北京を結ぶ世界会議での女性問題の焦点はどのように推移してきたか、国連の場に持ち込まれた女性運動は従来の女性団体(それは今では好むと好まざるとに関

わらず、国連に認可されたか否かにかかわらず 今ではNGOと呼ばれる範疇に入れられる)の運 動の方法にどのような技術的転換をせまるのか、 かって女性解放のモデルと考えられていた東 欧・ソ連の崩壊、各社会主義国の市場化政策の 中での、女性問題解決の展望の戦略とは何か、 今地球を覆っているかに見えるいわゆる「グロ ーバル・フェミニズム」の正体は何か、それに 伴う各種フェミニズムの変容と接合や政治的・ イデオロギー的位置はどのようなものかを整理 することにあった。

帰国後、日本での、NGOフォーラムの報道のされ方をみていると、その一面性が目に付く。これだけの規模の会議を一面的でなく報道せよという方が無理な要求かも知れないが、そういったことも念頭において、ここでは、あまり日本人が行かなかったところ、報道されていない側面について主に書くことにしたい。

ちなみにこの間私が参加したワークショップ は、北京大学女性学センター主催の「女性と中 国の伝統文化」、U.S.中国女性学会主催の「中国 とU.S.A.の女性運動と女性学」、ワーキング・ ウィメン・イン・ジャパン主催の「日本の働く 女性」、国際家政学会主催のパネル「家政学の可 能性と開発における女性」、日本の女性労働問題 研究会主催の「日本のパートタイム労働と農業 労働」、日本の国際女性の地位協会の「女性の自 立と男女の役割分担」、U.S.A.の女性研究者グ ループ主催の「転換期の女性科学者」、イスラム 世界連盟のエジプト女性による「イスラム家族 と社会構造」、ISTRAWとUN統計部主催の「生 活時間統計と男女の労働の認識についてのパネ ル」、同「ジェンダー統計に関するワークショッ プ」、「ジェンダー統計生産者のためのインフォ ーマルミーティング」、JCGP/UNSTATの「政 策のためのツールとしてのジェンダー統計パネ

北京女性NGOフォーラム'95と第4回世界女性会議が示したもの

ル」であった。

「生活時間統計と男女の労働の認識についてのパネル」は、かねてからUN統計部を舞台にジェンダー統計の旗手的存在であるスウェーデンのMs.B.Hedmanも参加して、統計における女性の可視性を促進するための戦略、アンペイドワークの貢献の測定と評価を問題にした。生活時間の国際的研究者カナダのDr.A.S.Harveyが、GDPと並んで、家計サテライト勘定(Household satellite account)を問題にし、GEP (Gross Economic Products)という概念を提唱した。

この問題は、今回の政府間会議でも、行動綱領(草案)パラグラフ209でとりあげられ、NGOの関心の高いところであった。当初209にも、それをはずすことが今回の政府間会議の主要な仕事ともなった多くの未合意を示すブラケット付き文言が含まれていたが、最終的には、計測されることのなかった女性の経済的貢献を、コアの国民経済勘定とは別にサテライト勘定あるいは他の公式勘定に反映させる方法を開発するという合意に達した。これは、1993年の新SNAですでに問題は提起されていたが、具体化は、今後、政府、NGOを含めて大きな仕事となるだろう。

ワークショップ「世界的規模でのジェンダー統計」(国連統計部、INSTRAW主催、スウェーデン統計局、フィンランド統計局協力)には、200人以上の参加者があった。津市の女性団体から来た女性たちが独自の通訳機械を使って熱心に聞いていたのが印象的であった。各国からのジェンダー統計作成の経験・問題点など出されたが、UNIFEMの地域プログラムアドヴァイザーが、インドネシアでの経験を報告し、そのなかで、インドネシアでは、多言語国だから、図を多用する必要のあること、統計の生産者と利

用者の関係については、利用者に「統計を使う 文化」がないことなどを指摘していた。

「ジェンダー統計生産者のためのインフォー マルミーティング」(国連統計部、INSTRAW主 催、スウェーデン統計局、フィンランド統計局 協力)は、世界的規模でのジェンダー統計の促 進を目的に行われた。参加者は30人程度であっ た。さまざまな議論があったが、世帯主規定、 労働の概念、識字、貧困についての標準的尺度 の問題が出され、各国で、実際にジェンダー統 計作成に従事している政府の女性統計家が多く 発言した。日本は、政府関係者の出席がなかっ た。以上の3つは懐柔県でNGOフォーラム期間 中に行われたが、最後の「政策のためのツール としてのジェンダー統計パネル」は、政府間会 議サイドで開催された。ノルウェーのH.E. Ms.G. Bergetは、ノルウェーは、教育、労働市 場、生活時間、同一賃金における男女平等の政 策決定に高いプライオリティをおいており、統 計集もその視点で創っていると述べた。ザンビ アのMs.G. Mutukwaは、教育こそがアフリカ の鍵であり、意思決定や政策策定と計画のため に、まず現実を知ることの重要性からジェンダ 一統計を重視すると発言した。アメリカ合衆国 の難民プログラムシニアコーディネーターMs. A. Howarth-Willesは、難民統計そのもの、難民 のジェンダー統計の整備を強調した。国連ジェ ンダー統計技術アドヴァイザーのMs.G. Bediakoは、政策策定者の帰属意識、ジェンダー 統計が政策策定者を援助することなどを問題に した。最後に、『世界の女性』の国連プロジェク トコーディネーターMs.F.Perucciは、各国の ジェンダー統計作成に当たってのトレイニング の問題を扱った。

これらのワークショップでは、生活時間調査 はアンペイド・ワークの測定との関わりで論じ

られることが多かった。これら国連統計部の関 係するワークショップ等に日本政府の統計家が いないので、本会議場で開催された9月14日の 日本政府のNGOへのブリーフィングで質問し たところ、日本政府堀内光子代表代理は、日本 はジェンダー統計はすでに作成している。「行動 綱領」上も特に問題はない。手が回らないので 参加していないとの回答をされた。しかし、日 本は、統計の生産では先進国でありながら、ジ ェンダー統計に関しては決して十分といえない ことは、教育と研究の面からのユーザーである 筆者らはよく知っているし、「行動綱領」上問題 が特にないどころか、この問題のブラケットは ずしのために、関連NGOがネットワークを作っ て、連日コーカス (Caucus) を開催し、本会議 場に出かけてロビー活動をやっていたのである。 このコーカスには、IFHE会長とともに筆者も 参加したし、ベティ・フリーダンも姿を見せて 発言していたのである。

次に、中国政府のNGOフォーラムに対する規 制のなかでも、中国の女性が参加するであろう と思われるワークショップにいくつか参加した。 まず、北京大学女性学センター主催の「女性と 中国の伝統文化」について、北京大学女性学セ ンターは、ここ数年、中国での女性学研究を蓄 積してきている。しかし、このNGOフォーラム では、時代を近代以前に限り、古い時代の女性 史研究の学会発表のようであった。参加した韓 国の女性史研究者は新羅時代の女性を扱ってい た。NGOフォーラムは、続いて開催される政府 間会議で採択される行動綱領に影響を及ぼすこ とを目的として開催されていると言っても過言 ではないのに、全く無関係という印象であった。 次に、U.S.中国女性学会主催の「中国とU.S. A.の女性運動と女性学」に出てみたがこれ は、U.S.A.に留学しているか、U.S.A.で活躍

している広い意味での中国人(台湾を含む)の 女性学研究者と、アメリカ人女性学研究者との ジョイントのワークショップで、中国の女性学 の可能性を問題にしていた。これは自由な雰囲 気で、少数民族の中国人が「少数民族の問題を アメリカ女性学は含めているのか」というよう な質問があり、質疑応答も活発に行われていた。 最後にU.S.A.の女性研究者グループ主催のパ ネル、「転換期の女性科学者」であるが、これ は、9月8日、NGOフォーラム最後の日、雨の 中で多くのテントのワークショップがキャンセ ルされている中、必死に頑張っているという感 じのものであった。U.S.A.の研究者の他、中 国、ロシア、ウクライナ等の女性研究者を組織 し、英語・ロシア語・中国語と三重の通訳で大 変な努力をしていた。ロシアとウクライナの女 性研究者が、こもごも、ペレストロイカの前は、 研究者間の男女差別も激しく、資料・情報も制 限されており、研究成果の発表の場もなかった。 集中力の必要な時期に家事・育児を一手に引き 受けて女性研究者は不利であると訴えた。これ にたいし、中国の研究者は、いろいろ数字をあ げて、わが国は平等であると説明した。なんと なくしらけた感じがあったが、U.S.A.の司会 者がうまくリードした結果、中国でもしかし、 女性研究者は家事と仕事の両立はむずかしいと いうことになって、世界中この問題は同じだと 共感しあっていた。参加者で女性研究者のネッ トワークを作ろうということになった。ウクラ イナの若い女性研究者は、ロシア語の通訳を退 けて自力で英語で言い切り、ロシア語で話した ロシア人の女性研究者は最後に「次は自分で英 語でプレゼンテーションができるよう英語を勉 強することを約束する」と結んだ。このパネル は、まさに「転換期」という題がぴったりくる ものであった。私には、しかし、ペレストロイ

北京女性NGOフォーラム'95と第4回世界女性会議が示したもの

カ以前を全面否定したロシアとウクライナの女性研究者にも、平等であると紋切り型に言った中国の女性研究者にも一面性を感じた。

その他、これは、日本でも報道されたが、日本の女性労働者が中心になって組織したワークショップは、どこも大成功であった。大阪の商社の女性のワークショップは、どしゃぶりの雨の日にもかかわらず超満員で多くの外国からの参加者の共感を呼んだし、かんかん日照りの日のテントの中で行われた女性労働問題研究会のそれにも、様々な皮膚の色をして、それぞれの国の衣装を身にまとったたくさんの外国人が積極的に討論に参加してくれた。私は日本の女性労働者の気迫に心からの拍手を送り、そのものおじしないユーモアやプレゼンテーションの工夫に涙が出るほど感激し、21世紀に向かう日本の女性労働者のたくましい姿勢を誇らしく思った。

3. 政府間会議オブザーバー

1984年、ナイロビ会議を前にしたESCAP地域政府間会議にIFHEからオブザーバー参加した時は、プレナリーセッションの傍聴席でひたすら、各国政府代表や国連機関、主要NGOの演説を聞いていた。しかし、今回の経験はそれほど全く異なるものだった。

今回、日本政府が、NGOとの間に新しい関係を築こうとしていたことは確かである。事前に何度も総理府の講堂でもたれたNGOとの会議、9月3日、北京での政府間会議開会前日のNGOに対するブリーフィング(そこでは日本政府の首席代表野坂浩賢内閣官房長官兼女性問題担当大臣が「WIDイニシァチブ」を強調した演説をすることを予告)と大規模な交流会。日本政府代表団に顧問としてNGO代表を4人加えたこと。9月7日から日曜日を除いて毎日1時間の

NGOとの会合(日本のNGO=日本国内23団体+国際団体10数団体は、外務省人権難民課長川田司氏、総理府男女平等参画室長名取はにわ氏、及びNGOから政府代表団に入った林陽子氏、中村道子氏らとプレスの会合)をもったこと。これは、9月8日からは、NGOの毎日の活動スケジュールにも正式にJapanese NGO Caucusとして載り始め、連日40人ほどが集まった。9月14日の、翌日の閉会を前にしての締めの意味でのNGOに対するブリーフィング、会議終了後東京での比較的早い時期でのNGOへの報告会、等々がそのことを示している。

私は政府間会議の2日目、9月5日に、オブザーバーとしての登録を済ませ、本会議場とAccreditation NGO (ANGO) エリアに入ることができた。なぜ2日目からの参加になったかといえば、私が日本を出発する迄に、国連からAccreditation Letterが届かず登録に手間取っていたからである。

まず、9月5日午後、本会議場に入るチケットを3時間にわたる行列の後獲得したが、ANGO席は満席のため本会議場には入れず、会議場前に設置されているTVでヒラリー・クリントンの演説を聞いた。それは日本での報道で強調されているのとは異なる印象を受けた。大きく取り上げられた人権問題についての発言は、全体の1割たらずで、大部分は自国の政治情勢(バックラッシュ)を配慮してか、フェミニストの反発をかうのではないかと思うほど、女性と家族に関連する穏健な内容であったとの印象を私はもった。

ANGOが傍聴席に居て、各国政府の演説を聴く意味は、スピーカーのスピーチのどの箇所に拍手を送るか、あるいは批判の態度を示すかということにある。しかし、政府間会議オブザーバー参加の資格を得たANGOの本来の仕事は、

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

本会議場で演説を聴くことではない。自国の政 府に働きかけること、問題別に採択される予定 の宣言文や、行動綱領の討議内容 (これはすべ てが、政府間代表のみのクローズドのものであ った)に、その団体の主張を通させることであ る。そのためのANGOの活動は、コーカスにも とづくロビーイング、ネゴシエィションである。 例えば、既述の、パラグラフ209に関しては連 日、Count women's Caucusや、Economic Justice Caucusがロビー活動をしていた。コーカスは、 朝8時、本会議場の奥の2階で、Morning Meeting (このミーティングで、9月12日、Japanese NGO Caucusは、野坂浩賢氏の演説を10点満点で3点 をつけると発表した)にはじまり、Africa Caucus、 Refugee, Migrant & Displaced Caucus, Older Women's Caucus, Youth Caucus, NGO Working Group on Declaration, Asia Pacific Caucus, Trade Union Women's Caucus, China NGO Caucusという具合に延々夕方7時まで の日もあった。しかし、14日 China NGO Caucus の部屋に行ったところキャンセルされていた。

ANGOエリアは、北京レクリエーションセンター内にあり、政府間のクローズドの会議は本会議場北京コンヴェンションセンターで行われている。徒歩で6-7分の距離であるが、1日に何度も2つの建物の間を往復しなければならない。

15日最終日は、午前、午後のセッションともに、チケットが必要で行列した。私もチケット取りに成功して、政府間会議の最終場面、北京宣言と行動綱領採択の場面をANGO席から見届けることができた。採択の後、行動綱領の特定パラグラフに保留の意思表示をする国々の発言が延々と続いた。私は、保留の演説をする50数カ国の代表の見解を聞いたところで、15日午後7時過ぎ本会議場を後にしたが、まだ10数人

の日本人が残って熱心に傍聴していた。帰国後、 これらの人々は「北京フォローアップコーカス 北京JAP (Japan Accountability Caucus)」を 結成し、活動を開始した。

おわりに

今回、NGOフォーラム参加だけでなく、政府間会議オブザーバーの資格を得て、ANGOエリアと本会議場での経験は、私にとって意義あることであった。日本のNGOは、ここ数年の一連の国連の会議ですでに経験を積んできたことではあったが、女性会議の場で政府とNGOが、ここまでの関係をもったことははじめての経験であった。このことは、日本の女性団体に、今後の国際女性運動の参加の仕方への新たな転換を迫るものとなろう。

この種の活動形態は、国際的人脈を多く持ち、 国連のやりかたに一定の知識のあるNGOのプロ的活動家を必要とするだろう。そして、堪能な英語力、インターネット利用等による国際的情報の迅速な収集の技術に長けることが不可欠となる。臨機応変な対応や意思決定が瞬時に要求されたり、短時間で文章を作成したり、ある種の行動をしたりしなければならないので、上意下達的組織、イデオロギーの強い主張をもつ団体にはあまりなじまない活動形態のように思われる。

1975年、メキシコ会議は、日本に国際婦人年連絡会方式(現在は52団体加盟)の活動を生みだしたが、その延長線上で、1995年の北京会議は、政府とNGOのパートナーシップという名の、より洗練を要する女性運動の形をわれわれの前に示した。また、国連-NGOという図式の国際女性運動の展開をいかに有効なものにするかも、世界情勢の大きな転換のもとで問われている。北京の迷路にも見えた巨大な交差点から

北京女性NGOフォーラム'95と第4回世界女性会議が示したもの

「北京宣言」と、ブラケットの取れた「行動綱領」が21世紀へ向けて女性運動の道案内としての役割を果たそうとしている。まだなお遠い道のりを進まなければならない女性のエンパワーメントのためのアジェンダーとして――。そしてそのアジェンダには、1985年のナイロビ会議では、明確にされていなかった女性問題分析の方法や用語が盛り込まれている。分析の方法とは、一言でいえばジェンダー視点を取り入れるということである。女性問題の認識や呼び名の上での論争においては、階級関係で説明の付く

ものはすでに合意に達したあと、それにかわって文化と宗教の相違が前面に出て、国際関係がらみがこれに次いだ。重要なキーワードは、人権(従って平等)・貧困(従って開発)・紛争(従って平和)であった。日本にとっては、閣僚の中に一人も女性がいないということを世界に示した北京会議でもあった。これらのことは、すでに報道されている。北京女性会議が示したものの私なりの総括にはもう少し時間がほしいと思っている。

(昭和女子大学教授)

世界的な潮流となった地方分権。その基本はコミューン主体・市民指向の分権である。しかし同時 に効率化の追求も! 欧米の最新動向を読み解く。

- ●アメリカの地方分権 土岐 寛 -多様な自治の制度と直接民主主義-
- ►ドイツの地方分権 廣田全男 一市民指向の行政運営ー
- ●スウエーデンの地方分権 藤岡純
- ●イギリスの地方分権 猪谷 ー市場原理の中の地方自治ー
- ●イタリアの地方分権 宗田好史 ー参加の意識変容と区域の見直しー
- ●フランスの地方分権 大山礼子 ー制度改革の積み重ねによる分権改革ー
- ●アムステルダム(オランダ)の都市内分権 猪谷 実

自治体研究社 〒162 新宿区矢来町123 矢来ビル4F Tel 03-3235-5941 Fax 3235-5933

A5判20ページ 定価1、900円〒30 戸藤岡純一・自治体問題研究所編

特田外の也与

書情

特集/日本資本主義の現状と労働者

転換期にある日本経済

米田 康彦

1. 長引く不況と「価格破壊」・「雇用破 壊」

95年8月以降やや円安方向に基調が変わった とはいえ、引き続く円高のなかで不況が長期化 している。この8月には公定歩合が史上最低の 0.5%という水準に下げられ、9月には総額14兆 円、一般会計からの支出分、いわゆる「真水」 が5兆円を越える巨額の緊急対策が決定された のに、消費は停滞しているし、景気上昇の兆し は現れていない。つまりこれまで不況対策とし て有効とされてきた公共投資も金融緩和も、景 気回復にさしたる影響を持たなくなってしまっ たのだ。政府がいま主張していることは、「規制 緩和」の一本槍で、これが進めば景気が回復す るかのような宣伝がされている。この主張に対 しては『規制緩和という悪夢』1)にも見られるよ うに批判もされているが、この点は後で検討し てみよう。

もっとも、景気が悪いといっても8月以降円安方向にもどったために輸出産業を中心として利益は増大してきているし、設備投資も増加してきているのだが、他方で同時に設備の除却も進んでいるので、総体としての固定資本額は減少²⁾している。

単に不況の長さというにとどまらず、「価格破壊」³⁾の進行による卸・小売業での整理・倒産

や、製造業での海外進出と国内工場の整理統合 などによる関連企業の倒産が増えている。加え て流行のようになったリストラクチュアリング でも雇用が脅かされている。パート・タイマー の首切りや中高年ホワイトカラーへの早期退 職・関連会社への一方的出向の強要、学卒者採 用の停止や抑制など、その例は枚挙に暇がない。 つまり雇用と労働条件に関してもっとも大きな 問題がでているのだ。今年の「労働白書」では、 成長率が中期的にみて2.5-3.0%を維持できな ければ、失業率が増大し、労働力過剰時代を迎 えると予測している。これまで例年の「労働白 書」が、超高齢化社会の到来と出生率の低下に よって労働年齢人口が減少し、紀元2000年には 「労働力不足」時代に入ると見ていたのと大き く異なっている。

また、あいつぐ金融機関の「整理」や不祥事の発覚などで、日本の金融システムにたいして、 国際的な不安感、不信感がもたれている。実は 8月中旬の米・独・日共同の為替相場介入は、 東京発の金融不安が国際的に拡大することを恐れて、早期に不良債権などの整理をするための 時間の余裕を日本に与えたものだ、という観測 も出ているくらいである。

こうしたいくつかの指標からみると、現在の 日本経済は大きな転機を迎えているということ が出来そうだ。

特集・日本資本主義の現状と労働者

この特集では、当面の景気局面をどう見るか、ということではなく、もう少し長い目でみた日本経済の転換の様相を検討したいと思う。ここではまず現在進行している産業構造転換という角度から問題を考えてみる。ついで第2の論文で金融不安について、そして最後の論文で労働市場の状態について見ることにする。

- 1) 内橋克人著『規制緩和という悪夢』文芸春秋刊、1995年。
- 2) 日本経済新聞95年10月10日付。
- 3) 経済企画庁『物価レポート'95』

2. 戦後日本の産業構造転換の特徴

他の先進資本主義国と比べてみると、第2次世界大戦後の日本資本主義の目立った特徴として、世界的な政治・経済情勢の変化に対応してたびたび産業構造を転換してきた、ということがあげられる。

まず、1950年代前半から外資(世界銀行とアメリカの資金)および外国技術(特にアメリカ、ドイツ)を導入して「重化学工業化」を進めた。こうして入手した新しい技術基盤を基礎として、「投資が投資を呼ぶ」といわれた「高度経済成長」の時代(1955年から1970年代前半まで)が到来したのだ。その後半期(1965年以後)は、アメリカのヴェトナム侵略に寄生する形で、輸出を拡大することで成長を持続させた。

また、1970年代の資本主義世界の危機、つまりアメリカの金=ドル交換停止(1971年)と第1次「石油危機」(1973年)にあたって、それまで日本経済発展と輸出の原動力となっていた重化学工業のうちで鉄鋼・造船・セメント・紙パルプ・化学産業など素材型産業が軒並み「構造不況業種」になってしまう。そのとき、スタグフレーションに苦しみながらもいち早く産業の中軸を加工組立型産業(自動車・電機電子・精密機械・工作機械など)に転換して、1980年代

前半には時のアメリカのレーガン大統領の経済 路線(「強いアメリカ・強いドル」政策)に対応 した、「輸出依存型経済構造」"を造り上げた。 その後、アメリカの貿易収支赤字の拡大と債 務国への転落という事態への打開策(1985年秋、 「プラザ合意」)としてドル安政策が採用され た。ところが、円高ドル安にもかかわらず日米 貿易インバランスが解消しないという状況を受 けて、「輸出依存型経済構造」から「内需拡大・

国際協調型経済構造」への転換2)がうたわれた。

現在進行している産業構造転換は、(1)低生産性産業からの撤退、つまり石炭産業・繊維産業や農業など、国際価格からみて「高コスト」の国内産業を解体するという方向性、(2)日本が比較優位にある先端産業の海外展開、すなわち自動車・電機電子・精密機械などの海外への工場移転の推進、(3)国内流通の「合理化」と製品輸入の促進、いいかえれば大規模スーパーなどの出店規制の緩和・解除(大規模小売り店舗法の運用緩和)などが進められている点からみて、そしてそれらが全体として「規制緩和」を「錦のみ旗」として行われている点でも、「前川リポート」で提起された産業構造転換の方向が具体的になったものということができるだろう。

こうして戦後日本の産業構造は、(1)1950年代 後半以降、(2)1970年代後半、(3)1990年代半ば、 と3回大きく変わっている、あるいは変わりつ つある、といえるだろう。

1)産業構造と経済構造とはその意味する内容が異なる。ここでは後者の方がより広範な内容(たとえば後に論じる「日本的経営」なども含むような)を持つものと考えておこう。

3. 維持できない現在の産業構造

ところで、現在進行中の産業構造転換は、これまでの日本経済が進んできた方向、つまり高度経済成長の半ばころ(大体1965年以後)から

労働総研クォータリーNo21(96年冬季号)

進んできた「輸出依存型経済構造」を大きく反 対方向に転換するという意味では、一定の合理 性をもっている。なぜなら、これまでの「輸出 依存型経済構造」というのは、たびたび国際的 批判にも曝されてきたように、経済面での「国 際競争」ではなく「貿易戦争」を意味するもの であり、「相互互恵」ではなかったからである。 それだけではない。そうした輸出中心主義を採 用したことで、コスト切り下げが至上命令とな り、賃金コストや部品発注価格の切り下げ、過 密労働が当然視されることになった。したがっ て、「国民が貧乏になることと引換に国(企業) が豊かになる」という仕組みをつくってきたか らである。

この「輸出依存型経済構造」はそれ自体の中 に大きな矛盾を抱えていた。その矛盾がだれに も分かる形で見えるようになったのが、「悪魔の サイクル」である。つまり、変動為替相場制を 前提とすると、日本の輸出が増大し、貿易収支 の黒字が拡大すると円高になる。常識的には円 高になれば輸入が増大し、輸出は減少して貿易 収支の黒字幅が減少していくはずである。そう すると円高はあるところでストップすることに なる。ところが、円高になればなるほど生産コ ストを低下させ、あるいは品質を向上させて国 際競争に勝つことになると、円高になっても輸 出は減少しない。そうするとさらに円高が進行 する。この円高の進行に打ち勝って輸出するた めにコスト低下はさらに拍車を掛ける、という 具合に、「プラスのフィードバック」がかかるの である。

日本の輸出産業のなかでも、関連企業・下請け企業のピラミッドの項点に君臨している巨大企業は、生産コストを低下させて輸出を維持してきた。反対に多くの他の輸出産業では急速に進む円高に堪えることができず、次々と廃・転

業を迫られて行く。こうして円高が進むほど日本の輸出は少数の産業・少数の企業によって担われることになる。

こうした仕組みは、日本の労働者・勤労者が 創り出す「富」を少数の巨大企業(金融資本) の手中に集中するシステムである。このシステムが本格的に作動するには、コスト低減に協力 する労働者・勤労者が必要である。そうした意 味で、このシステムの完成したのは80年代前半 と考えて良い¹¹だろう。「日本的経営」が遅れた 存在としてではなく、世界のなかで先進例とし てもてはやされるようになるのがこのころであ る。しかしこの時期に現実に存在した「日本的 経営」とは、伝統的な家族的経営のことでは決 してなかった。

ところでこうした「輸出依存型経済構造」が 確立し、それを支える「日本的経営」が確立し てくるほど、その抱えている矛盾は労働者・勤 労者にしわ寄せされる。したがってこうした矛 盾が噴出しないような政治=統治の構造が必要 とされる。労働者・勤労者の不満が増大し、保 守政治が危うくならないための各種の「装置」 が必要となる。この点に深入りはできないが、 基本法農政から構造農政、さらには「地方の時 代」という唱い文句のもとに進められた地域開 発などは、農民への対策の一つであり、大規模 小売り店舗法は中小小売り業者への対策であっ たことに注目しておこう。

こうした「輸出依存型経済構造」をめぐる国際的緊張の高まり、特にアメリカの円高圧力と 2国間貿易・経済交渉²⁾および日本国内での矛盾の増大は、相互に影響し合いながら日本の支配層が新たな経済構造の模索を開始するように 導いていく。

1)日本が他の先進資本主義国に先駆けてスタグフレーションから脱出するのがこの時期であり、日経連が右翼的労

特集・日本資本主義の現状と労働者

働組合運動に積極的評価を与えるのもこの時期である。

2) 日米間での新たな方向の検討は80年代前半の民間での日 米賢人会議に始まり、それが「前川リポート」に集約され ていく。日米構造協議 (1989-1991) および日米包括協議 (1992-) は、「国際公約」としての「前川リポート」が 早急に実施されないことへのアメリカのいらだちの現れ と見ることもできる。

4. 現在の産業構造転換の評価

前項で述べたような見方からすると、現在の 産業構造転換はそれを最初に提起した「前川リ ポート」とともに、積極的に評価出来そうに見 える。しかしそうではない。それどころか、評 価はそれとは正反対である。それは第1には、

「前川リポート」も現在進んでいる産業構造転換も、本当の意味で「内需拡大型経済構造」を創り出すものではない、という点からである。また第2には、「前川リポート」の構想と現在の産業構造転換には大きな違いがあり、それは前者よりいっそう危険な方向を進んでいるからである。さらに第3には、現在進行している産業構造転換は、「前川リポート」ですら(産業構造転換のためには)必要だと考えていた前提条件を抜きにしたものだからである。

第1の点を考えてみる。「前川リポート」の考えた産業構造転換は、(1)「高生産性」の先端産業を国外に立地させることによって、日本の輸出を減少させる。また(2)「低生産性」の国内産業を切り捨て、輸入に開放することで輸入(特に製品輸入)を増大させ、こうして貿易バランスの回復をはかるというものであった。

こうした方策は、日本国内に「産業空洞化」を生み出す危険性があるだけでなく、日本の先端企業はその立地条件を変更するに過ぎず、新しい立地での日本企業の「貿易戦争」を形を変えて遂行するものに過ぎない。もっとも次に述べるように「前川リポート」当時には海外進出の相手先としては欧米が念頭におかれており、

アメリカ金融資本としては日本本土から日本企業を引き出すことで日本企業に打ち勝ち、あるいは自己の支配下に置くことが可能と考えていたのかも知れない。

また、ここで「低生産性」産業と呼ばれているものは、石炭産業、農業などエネルギー基盤、食糧基盤に関わる産業¹⁾や、繊維産業のように文化水準と深く関わる産業である。こうした産業を単純に経済的効率性²⁾という視点だけで切り捨てることが、長期的にみて日本社会に与える負の影響が無視されている。

しかもこうした産業構造転換を推進する方策が、規制緩和である。規制緩和一般をどう評価するか、というのは不毛の議論だ³)が、少なくとも手放しの規制緩和(経済分野に限定して)が競争を激化させ、したがって経済を活性化させるばあいでさえも、同時に経済の不安定化をもたらすことは、金融自由化とバブル崩壊の強い関連性を見ても明らかである。またそれとは別に、競争が激しくなるということは、弱い立場のものが競争に負けていくことを意味する。そうした競争が合理的意味を持つための最低条件は、スタート時点での平等性だろう。ところが独占大企業と中小・零細企業との競争では、そうした前提条件そのものが成立していない。

そうだとすると、「前川リポート」などが提唱するこうした産業構造転換では、「内需拡大型経済構造」の担い手であるはずの消費者の所得が増大する展望は生まれない。近代経済学の立場から問題をとらえるときのともすれば陥りやすい誤りは、国民諸階層が消費者であると同時に生産者・勤労者であることを忘れて、単なる消費者として分析することだが、「低生産性」産業の切り捨てや「規制緩和」による競争促進が「価格破壊」を通じて消費者の有利になる、という結論もまた、こうした一面的な分析から生まれ

労働総研クオータリーNo21(96年冬季号)

ているわけである。

第2に、「前川リポート」が構想していた企業の海外進出の中心は、欧米への進出だったと思われる。ところが、現在進行している企業の海外進出は圧倒的に対アジア、それもアセアン諸国や中国である。欧米に進出した企業が必ずしも好成績を収められずに撤退し始めているのと対照的に、アジアへの進出は年々拡大している。この傾向は、最近進んでいる程度の円安方向への転換では、解消されないような大きなうねりとなっている。

以前のような労働集約型の、比較的技術水準の低い工場だけでなく、相当高度な技術水準を要求される工程のアジア進出が可能となった背景は、生産管理および経営管理への大幅なコンピュータ導入、しかもそのネットワーク化がある。それだけ日本国内での産業空洞化の可能性が増大しているわけである。

同時に、こうした進出は、日本資本主義が戦後初めて本格的に、これまでとは違った深みでアジア諸国と関係を結ぶに至ったことを意味している。それだけに、日本の戦争責任、戦後責任を明確にすることが必要となっている。また日本国がアジア諸国と今後どのような関係をもつのか、についても明確な立場を要求される。現在進められているのは、しかし日本が再び大国として、あるいはアメリカの代理人としてアジアに復帰するという方向であり、それは危険な道であるといわざるを得ない。

第3に、「前川リポート」では、「輸出依存型」 から「国際協調型」への産業構造転換には少な くとも「中程度の経済成長が必要」と述べられ ていた。産業構造転換には、当然のことながら 雇用の転換が伴う。産業空洞化や失業増大を起 こさないためには、一定程度の成長が必要と考 えられていたのだ。ところが現在進行している のは、不況のなかでの、また中期的にみても成 長率が2%前半という予想があるなかでの産業 構造転換である。こうした状況のもとでの産業 構造転換は極めて深刻な失業、中小・零細企業 の倒産を含みながら進むことになるだろう。

- 1)少なくとも20-30年といった長期のスパンで考える限り、 世界のエネルギー供給および食糧供給については需要増 大に供給が追いつかない可能性がすでに問題とされている。
- 2) しかもその経済効率性は、当面の円高を前提としたものであって、円のコントロールは視野に入っていない。変動 為替相場制を前提とする限り、為替相場水準のコントロールは困難である(特に近年のように国際投機資金が潤沢な場合には)が、この問題を放棄することは妥当ではな
- 3)少なくとも規制について、経済的規制、社会的規制など目的と手段に応じた差があることを無視するべきではない。

5. 当面の展望

こうして現在進行中の産業構造転換は、「日本的経営」をふくめ、「輸出依存型経済構造」を解体していく方向に進むものと考えられる。しかし、それは現在のままでは本当の意味での「内需拡大型経済構造」、つまり「生活大国型」経済構造を作り出すものにはならない。それに代わる本当の意味での「内需拡大型経済構造」を作り出すためには、少なくとも次の条件が満たされる必要がある。

①国民の消費拡大が可能なような、賃金を中心とする勤労所得の引き上げ、②機械的な規制緩和でなく、国民の要求にそった規制緩和と独占大企業に対する規制強化、③医療・社会福祉・教育などの分野への公的投資拡大と雇用拡大、④直接税にウェイトを掛けた税制見直しと、地方自治拡大のための税収・公的業務の見直し、などである。なお、いうまでもなく金融政策・労働政策についても緊急に必要な課題があるが、それは第2、第3の論文に委ねよう。

(会員・中央大学教授)

組織的金融犯罪としての銀行不良資産

熊野 剛雄

1. 行き詰まった日本の銀行

最近の経済新聞や経済雑誌は、わが国の銀行やノンバンク・バンク(住宅金融専門金融機関などの銀行外金融機関)の何十兆円にも上る不良資産問題で持ち切りである。いや日本だけではない、大和銀行と大蔵省が仕出かした、ニューヨークでの不始末が火をつけた恰好になって、世界中が日本の銀行の資産内容の悪さに注目し、日本の銀行は全世界で信用を落した。必らずしも経済のことに詳しくない、まして会計のことは分らないという読者のために一言説明しておくと、銀行の資産とは貸付けたお金の返済を請求する権利、つまり貸付債権のことであり、不良とは返済を請求しても戻って来ないこと、コゲついていることである。

銀行でも事業会社でも、資産というものは換金したり返済を請求して、負債を全部返すのに十分な金額がなければならない。銀行は資産である貸付金を回収したら、それで負債である預金を全額引出されても十分間に合うだけの金額が無ければならない。ところが日本の銀行はそれが怪しいのである。ニューヨークやロンドンでは外国の銀行は日本の銀行に金を貸すのを決り始めた。大和銀行などにはもうどこも貸そうとしない。日本国内では、預金をするという形で国民はまだ銀行にお金を貸しているのである

が、外国ではもはや信用はない。大和銀行のほかにも北海道拓殖銀行、日本債権信用銀行、それに1~2の信託銀行が資産内容の悪さを取沙汰されているが、ましな銀行でもニューヨークやロンドンでは、よその国の銀行よりも高い金利でないと貸してくれないのである。

これは大変なことである。何故大変かと言う と、ニューヨークやロンドンなど外国に出て行 っている日本の銀行は、向うの国内でドルやポ ンドの預金を集めるだけの営業力は無いから、 現地の銀行から資金を借りて貸す。その借り入 れ期間は大てい数ヶ月程度の短期である。そし て貸す方は何年という長い期限である。だから 借手は契約期限まで返済しない。一方銀行が借 りているお金はすぐに返済期限が来る。これま ではそこで又改めて借り直すとか、ほかの銀行 で新しく借りるとかして資金をやり繰りしてい た。これが今度できなくなったら日本の銀行は ニューヨーク、ロンドンで返済不能―債務不履 行、つまりお手上げになって日本政府か日本銀 行に泣きついてドルやポンドを都合してもらわ なければならぬ。第一、そんなことになると現 地の金融市場では混乱が生じて外国の銀行も皆 迷惑する。アメリカの中央銀行である連邦準備 制度(その下に地域別に12の連邦準備銀行があ る) は大和銀行事件で日本の銀行、監督者であ る日本銀行と大蔵省のいい加減さに激怒してい るのであるから、これ以上問題を起そうものなら大変なことになるであろう。

また日本の銀行が返済期限の来た借入金の代りの資金を借りられたとしても、他の先進国銀行に対して貸すよりも高い金利を外国の銀行は要求して来た。これをジャパン・プレミアムと言う。元来日本の銀行は借りて来たドル資金を、借入金利に例えば0.2%とかの極く僅かの金利を上乗せして貸出しているのであるから、ほんの一寸借入金利が高くなっただけでも儲けは無くなり、それどころか損にまでなってしまう。貸出利率を引上げにくても、外国の銀行が引上げない以上引上げる訳には行かない。こうして日本の銀行は国内でも海外でも行詰まっているのである。

何故このようなことになったのであろうか。 理由はよく言われているように、不動産担保貸 出しのコゲ付きである。不動産を担保として借 入れた者は企業であると個人であるとを問わず、 その不動産を転売して借入れを返済する積りで あったが不動産価格が暴落して買手がつかず、 もちろん担保価値も大幅に下って仮にその不動 産が売れたとしても借入金の一部分しか返済で きなくなった。そもそも担保にする土地が始め からあって、それを担保に入れて資金を借入れ、 その金で不動産を買うのではない。これから買 おうとする不動産を担保として借入れて、その お金でその不動産を買う方法である。しかも不 動産担保の時は銀行は担保価値の半分か、よく て7割ぐらいしか貸すべきでないのに、目一杯、 いやそれどころか後で値上りするのを見越して 不動産価格以上に貸したのであった。

しかも多くの担保の土地は「地上げ」にあった土地である。地上げは銀行と不動産業者と暴力団が組んで行ったものである。だから不動産担保貸出のコゲ付き分は大抵暴力団がからんで

いる。始めは暴力団向け貸し出しでなくても、後から暴力団が何等かの方法で貸借関係の中に入り込んでいて、彼等はもちろん全く返済する積りは無い。最近、「借り手責任」論が出て来て、不良貸出しを行った銀行ばかりを責められない、といった議論が行われるのはこの為である。銀行やその身代りになって貸した銀行外金融機関の担当者は、返済の督促に行くのに防弾チョッキを着て行かなくてはならぬといわれている程である。今後急速に不動産価格が上昇し、利益を得て転売できるような夢の様な事態が現出しない限り、不動産担保貸出しのコゲ付き分の回収は絶望的であるといってよい。したがって銀行の不良資産額は時に新聞紙上に発表されるものよりも、ずっと大きいのである。

2. 出鱈目な貸出競争

この問題を解明する視点は二つある。一つは 何故銀行は貸したか、ということであり、もう 一つは何故銀行はそれほど巨額のお金を貸すこ とができたか、ということである。先ず、なぜ 銀行はこのような無謀かつ出鱈目な貸出しを行ったかを検討しよう。

日本経済の伸び方が鈍くなって来たのは1970年代に入ってからであるが、それが特にはっきりして来たのは70年代の半ば以降である。そしてそれにつれて銀行の貸出金の増加率も1974年頃から急に鈍くなって来た。いわゆる貸出しの伸び悩み現象である。しかし銀行収益は何といっても貸出しによる利子収入から上るものである。そして貸出しは通常月賦、年賦で返済されるものが多いから放っておけばどんどん減少してしまう。従って常に何か新しい貸出先、貸出しの対象案件を作って行かなくてはならない。しかし1970年代に国民総生産統計の対前年度伸び率が落ちて来た様に、日本経済の拡大が止っ

特集・日本資本主義の現状と労働者

て来たことは銀行の貸出しに、従って銀行経営に重大な影響を及ぼすこととなった。全国銀行(都市銀行・地方銀行・長期信用銀行・信託銀行)の貸出金の対前年比伸び率は71年の24.1パーセント、72年の25.6パーセント、73年の16.7パーセントから74年には10.9パーセントに落ち、79年には6.5パーセントになってしまったのであった。

本来銀行の信用供与は生産と消費の為、別の言い方をすれば商品交換の媒介の為であって、 その典型は手形の割引であり、或いは賃金の支払いや原材料の購入の為の資金手当に行われる短期貸付けであるから、当然経済成長、つまり生産と消費がどれだけ伸びるかに比例する。機械設備資金は本来なら株式・社債などの証券発行でまかなわれるべきであるが、わが国ではこれも主として銀行貸出でまかなわれる。そうすると景気の良し悪し、先行きの見通しの好悪により設備投資額は激変するから、銀行の貸出量はわが国の銀行では欧米の場合よりも、もっと激しく変動することになる。

しかしここで注意しなければならないのは統計の見方である。上に述べた様な事情があるにもかかわらず、全国銀行貸出金の対前年度比伸び率が継続的に大きく落ち込むのは1990年代に入ってからである。先述のように1979年に6.5パーセント、80年に7.3パーセットに落ち込んだあと、80年代はずっと10パーセントから12パーセント台を維持しているのである。成熟した先進工業国としては相当大きい数字である。もっと落ち込んでもよい所が、意外に高いのに驚かされる。ところが実はこれが問題の不良貸出しを生んだ貸出増だったのである。

紙数の関係でこれ以上統計数字をあげるのを 省略するが、銀行は不動産と株式を買う為の貸 出しを、そして不動産と株式を担保にする貸出

しを、狂気のようにふやして行ったのである。 筆者の友人の元銀行員が、「あの当時、まとまっ たお金を、いいレート(利率)で貸出すにはあ れしか無かった」と述懐したことがある。銀行 は取引先を訪ね、或は呼びつけ、「お金を借りて 下さい」という。「今資金需要がありません。」 と答える。当り前である。経済成長は鈍化して いるのだから。「それなら株か土地をお買いなさ い。ゴルフ場建設はどうですか。」こういう工合 である。そして銀行間に激しい競争が展開され る。そのあげくが、さきにのべた暴力団絡みの 地上げである。もはや銀行貸出しの増加は日本 経済の生産にも消費にも、何の関係も無くなっ ていた。いわんや国民の生活、福祉とは無縁で ある。いやそれ所か、国民の生活を破壊した。 バブルに突入する前、多くの企業は円高不況に 備えて内容の健全化に努力していた。株と土地 に手を出さなければ、本来の業務で利益を上げ ている企業が一般的であった。それが銀行の貸 出競争に乗せられたばかりに莫大な損失と借入 金を抱え込み、倒産し、倒産しないまでもリス トラなどと称して大量の首切りが行われている。 多くの労働者が生きるすべを失い、社長もその 職を失った。銀行のせいである。

銀行はまた多くの金融機関も巻きぞえにした。 大蔵省と日本銀行はこの金融犯罪というべき不 良貸出しの発生に、後でのべるように重大な責 任があるのであるが、80年代特に後半のすさま じい不動産の値上りと、不動産担保貸出の増加 を見て規制をかけた。ところが銀行は系列の住 宅金融会社やリース会社、ファクタリング会社 などのノンバンク・バンク(通称ノンバンク。 銀行外金融機関で銀行のように当座預金勘定や 小切手・手形を使っての商取引決済業務を営ま ず、単なる融資やその他の金融業務を営む。)を 身代りに使って当局の規制をすり抜けた。銀行

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

の不動先向け貸出は減少したが、金融機関向け 貸出がふえた。金融機関とは今のべた、ノンバ ンク、つまり銀行の身替りに使われた機関であ る。それに銀行は信用金庫、信用組合を貸出し 競争、不良貸出形成の渦に巻き込んだ。いわゆ る紹介預金、紹介融資、導入預金など、さまざ まの手口が使われた。この点では倒産した木津 信用組合と三和銀行のケースが有名である。又 やはり余裕資金を抱え貸出その他運用に困って いた農林系統金融機関特に信連 (個々の農協の 信用事業部門―銀行と同じ様な業務をやってい ると思えばよい―の各府県毎の上部機関。~県 信用農業協同組合連合会という名称がついてい る。) の資金を銀行は自行の系列のノンバンク、 特に住宅金融機関(住専と称される。)に誘い込 んだ。この中で特に住専が規模も大きく、しか も殆んどすべての住専が不良貸出で実質的に倒 産状態にあり、放っておけば信連の住専に対す る貸付金は大部分貸倒れになって農林系統金融 機関全体が危機に陥る。そこで農林省と農林族 国会議員を先頭に農林側は住専を設立した銀行 つまり「母体行」の責任だと主張し、資金を貸 した信連の「貸手責任」だとする銀行側と対立 した。この闘争は結局「修正母体行責任」とい う処理案でケリがつけられようとしている。

このように不動産と株式が銀行の資金で狂気の様に暴騰し、1990年代に入ってアッ気無く大暴落したのがバブルであった。そして熱狂の末期には建設用鋼材が売れ、ふところの豊かな人々の買う自動車もふえて鉄鋼や自動車その他製造業企業もつい設備投資に資金をつぎ込み、90年代に入ってバブルの破裂に加えて急激な円高で大打撃を受けている。

3. 金融犯罪の共犯者達

さて次の問題である、「どうして銀行は貸すこ

とが出来たか」について検討しよう。その為に はまず、銀行と貨幣について簡単に解説してお く必要がある。

銀行について何よりもまず理解してもらいた いのは、先にも一寸述べたが銀行は産業資本つ まり事業会社のため商品流通の代金決済の機構 だということである。企業は手許に多額の現金 をもったり、或いは銀行から現金を引出して、 取引先に運んで決済したりはしない。銀行の当 座預金口座の上で、小切手や手形、あるいは振 込などの手段を使って、いわば帳面の上の数字 のつけかえによって決済が行われている。その 決済に必要なお金が足りない時、もちろん銀行 はお金を貸すわけでこれが銀行の収益源である ことは誰でも分ることである。しかし現代の金 貸しである銀行は昔の金貸しのように金貨や小 判を貸すわけではない。金貨や小判だと、世の 中のどこかに既に存在していたものが、金貸し が貯め込むとか何かして、とにかく外から金貸 しの金庫に入り、そして貸出しによって出て行 く。社会全体にあるお金は、金山からボツボツ 掘出されて来るのや、外国から輸出代金として 入って来るのを別とすれば一定している。金貸 しは持っている以上は貸せないのである。

現代の金貸し、銀行の取扱うお金は違う。労働者にとってのお金は銀行券(わが国なら日銀券、アメリカなら連邦準備銀行券)だが、さきほどものべたように現代の企業は銀行券つまり現金で決済はしない。当座預金口座のツケ替えである。ということは、我々労働者のように預金から銀行券を引出して支払い、受取った商店やレストランがそれを又銀行に入金するというのではなく、預金のままで貨幣の働きをしているということである。労働者のささやかな取引は銀行券と補助貨幣で、企業の大口の取引は預金で決済が行われる。現代の主要なお金は預金

特集・日本資本主義の現状と労働者

なのである。わが国では日銀券はせいぜい40兆 円、預金は数百兆円ある。比べ物にならない。

この預金は銀行の貸出しによってふえ、借入 の返済によって減る。銀行が預金を集めるので は、他の銀行の預金が減るだけである。証券や 土地を処分してその代金を預金すればその人の 預金はふえるが、証券や土地を買った人の預金 が減っている。やはりプラス・マイナス=ゼロ である。企業が銀行に借入れを頼むとする。銀 行はその企業の預金口座に貸付けた金額を記入 する。そして貸付金の方の帳面にも記入する。 現代ではもちろんペンで記入する訳ではなく、 銀行員がパソコンを叩き、帳面の代りにコンピ ューターの記憶装置に入力される。この仕掛け を信用創造という。無から有(貨幣=預金)が 生まれ、貸付金から銀行に利子収入がもたらさ れる。うまい話である。始めにものべたように 銀行が貸出しの増加に血道を上げる訳である。

所が銀行にも泣き所がある。企業は労働者を相手に労働力という商品を売買し、その取引代金は銀行券で支払われるか、労働者の口座に振込まれたあと労働者が機械を叩いて銀行券を取出す。いずれにせよ、銀行は創造した預金の一部を銀行券で失う。その銀行券はどこから来るか。もちろん日銀である。銀行は日銀に預けてある預金(これを準備預金という)から引出し、行員がCD機械に入れてやらなければならない。

又企業が振出した小切手や手形が、受取った取引先によって他の銀行に入金されると又日銀預金が減る。こちらの銀行から、小切手や手形が入金された他の銀行にその金額を支払わなければならないが、銀行同士の支払決済はもちろん現金で行うのではなく、各銀行の取引銀行、つまり銀行にとっての銀行である日銀に各銀行が預けてある当座預金口座のつけ替えによって行われるからである。こうして、銀行が取引先

企業に対して貸出を増加させればさせるほど、 その銀行の日銀に預けてある準備預金の残高が 心許なくなって来るのは必然である。日銀への 預金残高がもしも足りなくなったら大変である。 CD機械を叩いても預金は出て来ないし、他の銀 行に対しても支払いが出来ない。つまり木津信 組のように取りつけが起り、倒産する。

木津信組の場合はどうであったか。支払い資金は日銀が貸したのである。それと同じことを日銀は銀行に対して日常的にやっているのである。銀行が盛大に貸せば貸すほど、銀行は日銀から借金をするか、保有している国債や手形などを日銀に買ってもらい、いずれにせよ、預金残高を補強してもらわなければならない。

このように説明すれば読者はもう理解された であろう。銀行がお金を貸すことが出来るのは 日銀が銀行に支払準備預金を貸してやるからで ある。日銀が寛大に銀行に貸せば、銀行は支払 準備のことを心配しないで、ひたすら貸出増加 競争に没頭できる。つまり銀行が巨額の不良貸 出を作り上げ、多くの各種金融機関を巻きぞえ にしたのも、銀行の背後に日銀がついていて、 バック・アップしたからこそなのである。そし て日銀にそのような金融政策をとらせたのは大 蔵省、つまり日本政府と、日本政府にインフレ 政策をとることを強制させたアメリカである。 こうしてバブルをつくり上げ、日本国民の生活 を破壊したのが誰であるかが理解出来たであろ う。以上が今日の日本資本主義における、金融 の本当の姿であり、金融犯罪の共犯者達の顔で ある。

(専修大学教授)

雇用・失業の構造変化と雇用政策

丸谷 肇

1. 「高失業社会」の到来

雇用・失業問題が一段と深刻さを増しつつある。最近の雇用・失業関連指標の動向を一瞥するだけで、それは、たちどころに明らかになる。「ある晴れた夏の夜に、自分の目にうつる星だけを星だと定義して、その数をかぞえているようなもの」いとされるほど、その要件のきびしさのゆえに失業実態を不十分にしか反映しない「完全失業者」の定義上の問題点については措くとして、総務庁「労働力調査」によると、完全失業者はいっこうに減少することなく、95年9月には219万人で、前年同月比で19万人増加した。半年以上にわたって200万人以上を記録しつづけているわけである。

この結果、完全失業率は3.2%と、円高不況時を上まわり、調査開始以来の最高値を記録した4月と同じ水準で推移している。ここで特徴的なことは、95年に入って3.0%を記録して以来、一度も3%を下まわることなく、先の4月の3.2%以来、5月3.1%、6月3.2%、7月3.2%、8月3.2%、そして9月3.2%と、過去最悪の失業率が連続するようになったことである。まさに、「敗戦直後の時期をのぞけば、いまや戦後最悪の失業情勢に突入したと見てよい」²⁾。

また、95年9月の有効求人倍率は0.60倍と前月比で0.01ポイント低下し、これまた極めて低

い水準で推移しており、円高不況時の深刻な雇用情勢のもとで記録した水準と同じである。この夏、学生から届いた暑中見舞いのハガキには、「実家に帰り就職活動の毎日です。なかなか厳しいものがあり、職を求めてさまよう毎日です」とあったが、96年3月大卒予定者を対象にした求人倍率は推計で1.08倍と5年連続で低下しており(リクルートリサーチ調べ)、引き続き「超氷河期」の様相を呈している。

こうして、失業率と有効求人倍率の動向をみるだけでも、戦後最悪ともいえる今日の雇用・ 失業問題の深刻さの一端を知ることができる。 だが、今日の問題状況は、そこにとどまらない。 さしあたり、2点を指摘しておこう。

1つは、最近の雇用・失業情勢の特徴として、95年版『労働白書』が分析してみせたように、 生産が回復するなかでも製造業雇用者が減少するなど、これまでの景気回復局面とはちがって、 「雇用をめぐる構造的問題が顕在化しつつある」ことである。したがって、同じように深刻な雇用情勢に見舞われた円高不況時とは異なって労働市場の急速な好転を展望しえないのである。『労働白書』の表現をかりると、「高失業社会」におちいりつつあるといえるのである。

いま1つは、こうしてわが国をおそっている 「高失業社会」化が、雇用と失業の構造変化を ともないつつ進展していることである。これま

特集・日本資本主義の現状と労働者

でも高い失業率を示してきた伝統産業や中高年 労働者などの失業問題がいっそう深刻化すると ともに、先端産業やホワイトカラー労働者、青 年層などの間で深刻な失業問題が発生している ことは、その端的なあらわれであろう。失業問題がすべての産業、地域、労働者階層をおそっ ており、労働者の誰もが「過労死」するわけで ないとしても、企業社会のもとで全ての労働者 がその危険にさらされているのと同じ意味で、 今日では労働者の誰もが失業と向かい合わざる をえなくなっているのである。

2. 雇用・失業の構造変化とその内容

95年版『労働白書』は、雇用・失業の構造変化をともないつつ進展しているわが国の「高失業社会」化について、「雇用をめぐる構造的諸問題」「労働市場の構造変化」「構造的失業」「就業構造の変化」など、さまざまな側面から検討している。もちろんこれらの概念は密接に関連しつつもそれぞれ独自の意味・内容をもっているが、雇用・失業構造の変化をみてみるという視点から整理すると、次のようになる。

第1は、わが国では失業発生率が高まっており、失業率が長期的に上昇する傾向にあることである。この結果、先にも指摘したように、景気の回復局面でも「雇用失業情勢には目立った改善がみられず、雇用をめぐる構造的問題が顕在化しつつある」。第2に、こうした失業率の傾向的上昇と構造的失業の背景として、女子の職場進出、労働力人口の高齢化、若年層を中心にした転職指向の強まりなど労働市場の構造変化が進んでいることである。①とくに女子については、労働市場への進出・定着を強めており、かつてほど離職しても非労働力化しなくなっていること、②また、高齢者については、そのニーズに見合った就業機会が十分でないことが

「離職による失業といったん非労働力化した高 齢者の再失業を高め」ている。

第3は、80年代を通していっそう顕著にすすんだサービス経済化のもとで、ホワイトカラー労働者やパート・アルバイトなど非正規労働者が増加し、職業構造と就業構造の変化が著しかったことである。しかも最近では、これまで雇用調整の「受け皿」として雇用機会の拡大に大きな役割を果たしてきたサービス業においても失業率の高まりが大きく、パート・アルバイトなど非正規労働者の失業が目立っているなど、雇用形態の多様化が失業率の上昇に結びつく。

第4は、企業の雇用調整は円高不況を上まわるとともに、依然として雇用過剰感が大きくなっていることで、そしてこの雇用過剰感の要因は、企業における「雇用保蔵」が高水準で推移していることにあり、内部労働市場の雇用維持機能に対する懸念を生じさせていることである。

筆者の当面の問題意識にひきつけた、かなり 強引にすぎる整理とのそしりをまぬかれないか も知れない。だが、以上のような整理が許され るとしたら、そこに、今日の雇用・失業構造に おける構造的変化の特徴的な実態を再確認する ことができる³0。つまり、一方でのパートタイマ ー、アルバイト、派遣労働者、さらには契約社 員などの多様な雇用形態の非正規労働者の大量 雇用現象であり、他方での中高年労働者をター ゲットにした正規労働者の大量排出と終身雇用 慣行の崩壊である。

ところで、わが国の雇用を特徴づけるとされてきたいわゆる終身雇用慣行は、パート・アルバイトなどの多様な雇用形態での非正規労働者の存在と必ずしも矛盾するものではない。むしろ、わが国の労働者の半数以上を占める中小企業労働者やそうした不安定な雇用形態での労働者の大量存在を前提として、大企業労働者に対

労働総研クオータリーNo21(96年冬季号)

する社会的規範としての意味をもちえたにすぎない。「日本では、非正規労働者を中心としたより流動性の高い労働市場の存在が労働市場全体の『柔軟性』と正規労働者の長期雇用・雇用安定を両立させてきた」(『経済白書』1994年版)からである。

この意味で、多様な形態での非正規労働者の存在自体は、わが国の雇用問題にとって新しい問題ではない。事態の新しさは、その大量出現と、企業社会での「普通」の就業形態として市民権を得て基幹的労働力の一翼を担いはじめたことである4。こうした事態は、大企業労働者を終身雇用慣行のもとに置く社会的基盤を狭めざるをえず、60歳定年の一般化のなかで、中高年労働者の大量排除が強行されたのであった。終身雇用慣行自体が吸収型から排出型へと転換したのである50。

この点では、『労働白書』が高水準の「雇用保 蔵」の存在をあげ、内部労働市場の雇用維持機 能に対する懸念に言及したことはきわめて示唆 的であろう。「雇用保蔵」は「企業内失業」6)の 政府白書流の表現である。日本的雇用慣行のも とで企業は生産の減少にもかかわらず雇用を維 持し、失業を抑制してきたが、そのことが新た な構造的問題を現出させているというのである。 これは、最近次第に強まりつつある論調、つま り、景気後退期にあっても企業が「過剰雇用」 をかかえこむという日本的雇用慣行のもとでの 雇用調整システムは、成長の減速と景気後退の 長期化によって逆に雇用の不安定化要因になっ ているとする主張と軌を一にするで、こうして、 雇用・失業構造の構造変化とは、これまで定年 までは雇用が継続されるとされてきた大企業正 規労働者をも巻き込んでの企業の内と外にわた る流動化のいっそうの進展としてあらわれよう としているのである。

3. 雇用をめぐる政府・財界の新たな戦略

近年、上のような構造変化のいっそうドラス ティックな推進を内容とする新たな雇用戦略が 示されている。

① 日経連『新「日本的管理」』

95年5月に日経連が発表した報告「新時代の 『日本的経営』――挑戦すべき方向とその具体 策」は、あけすけにそうした新たな雇用戦略の 構築を提起したものである。

この日経連報告をめぐっては、すでに多くのところで紹介と批判が行なわれ、検討が進んでいるが®、雇用と雇用政策にかかわる日経連主張の要点は「雇用の動向を全体的にみれば、好むと好まざるとにかかわらず、労働市場は流動化の動きにある」(33ページ)とするところにある。つまり、労働市場の流動化を不可避のものとして、「好むと好まざるとにかかわらず」受け入れるべきものとして迫るのである(ちなみにいえば、この「好むと好まざるとにかかわらず」という表現は報告書の3ヵ所で出てくることになる)。

そして、この労働市場の流動化を前提に、今後の方向を、「雇用・就業形態の多様化する」雇用システムとして確立することが提起されるのである。具体的には、すでによく知られている3つの新しいタイプの雇用形態——①長期的かつ継続的雇用という考え方で企業としても働いて欲しいと望み、従業員も働きたいと願う「長期蓄積能力活用型」、②必ずしも長期の雇用を前提としない「高度専門能力活用型」、③働く意思が多様化している「雇用柔軟型」——を示し、労働者の一部を「長期蓄積能力活用型」グループとするほかは、「高度専門能力活用型」であれ「雇用柔軟型」であれ、企業が必要なときは雇

特集・日本資本主義の現状と労働者

用し、不必要になれば自由に解雇できるような 短期の雇用形態で活用しようとするのである。

この場合、重要なのは、長期の雇用安定を保障されているかに見える「長期蓄積能力活用型」労働者にあっても、「各グループの移動は可能」とされており、企業が望まなければ「雇用柔軟型」グループに投げ込まれるのであって、安定的雇用としては構想されていないことである。むしろ、ここで目指されているのは「終身雇用」の縮小・削減と各グループ内外での労働者の大規模な移動、つまり企業の内部においても、さらには企業を越えたところの労働力の流動化であり、雇用の不安定化である。労働市場の流動化は、よりドラスティックにすすむとともに、新たな様相を呈することになる。

② 雇用政策と規制緩和

ところで、労働力の流動化を軸に雇用・失業 構造のドラスティックな転換を図ろうとする財 界の新たな雇用戦略の特徴は、日本の経済社会 に関するヒステリックな規制緩和論と歩調をあ わせて、この流動化に向けて労働市場の規制緩 和を強調していることであろう。

すなわち、先の日経連報告自体、彼らのいう「新時代の『日本的経営』」の実現に向けた規制緩和要求のカタログという性格をもっているが、政府部内の検討に対して、経団連や日経連などの財界は「労働分野」の規制緩和を政府の「推進計画」に盛り込むことを要求するのである⁹。主なものをあげると、「産業別最低賃金の廃止」のほか、「労働者派遣法の見直し」、「女子保護規定の撤廃・緩和」、「裁量労働制の適用範囲の拡大」、「有料職業紹介事業の見直し」となっており、「労働契約期間の見直し」などがこれにつづく。ここで、これらの一つひとつに立ち入って検討を加える余裕はないが、労働市場のいっそ

うの流動化を念頭におき、今日ではすでにさほど高いとはいえないその障壁を完全にとっぱらってしまおうとするものであることは明らかであろう。いいかえれば、労働者を、こうした流動的な労働市場のなかに"丸腰"のまま放置しようというのである。

看過できないことは、政府の雇用政策が、こうした財界からの規制緩和の攻勢に対して、労働者の雇用の安定と労働条件を守りえていないだけではなく、防波堤になろうとしていないことである。

たとえば、「日経連タイムス」は、95年版『労 働白書』の解説のなかで、「産業界が一致して望 んでいる規制緩和・撤廃には触れずじまい。労 働分野の規制緩和に踏み込んだ具体策の部分が ないことに不足感を禁じ得ない」と不満を表明 した (95年7月9日) が、事態は逆であって、『労 働白書』が労働市場の規制緩和問題に踏み込ん だ分析をしないことに今日の雇用政策の基調が 表明されているのである。なぜなら、労働市場 の流動化のいっそうの拡大という事態を前にし て、この問題の検討を避けることは、結局のと ころ、規制の緩和、つまりは雇用に関する労働 者の権利の解体と雇用保障の空洞化につながる からである。そして、雇用の権利・雇用保障を 欠いた政策方向は、「失業なき労働移動」システ ムの構築がそうであるように、どのように労働 力受給調整機能の強化を図ろうとも、これまた 結局のところ、企業の強行する労働力流動化に したがって、雇用情報へのアクセスに熱中し、 あるいはまた、きびしい雇用情勢のもとでその 商品としての労働力を首尾よく売るために絶え ざる自己啓発にはげむ大量の「職を求めてさま よう」労働者をつくりだすことにならざるをえ ない。

雇用政策は、これまでも企業の雇用管理の中

労働総研クオータリーNo.21 (96年冬季号)

心となった雇用の弾力化を規制するのではなく、 追随するばかりか、むしろこれを政策的に支え、 促進・定着させる方向で展開されてきた。企業 の雇用管理との一体的な展開というわが国の雇 用政策の特質が、雇用・失業構造の変化のなか で、規制緩和の促進というかたちで強められる 方向で再編されようとしているのである。

4. むすびにかえて

雇用の構造変化と「高失業社会」化のパラレルな進行は、いうまでもなく、わが国のこれまでの雇用政策の破綻を意味している。内部労働市場の雇用維持機能に対する懸念の表明は、この破綻が政策当局においても自覚されつつあることを示している。だが、労働市場の規制緩和を軸に政府と財界がすすめようとしている雇用政策の再編によっては、構造変化と「高失業社会」化に立ち向かうことはできない。

こうして、企業の内と外にわたる労働力の流動化に対して、雇用の権利・雇用保障にもとづく雇用政策の確立が不可欠になっているのであるが、それは、やはり労働組合運動の取り組みに託さざるをえない。

この場合、次のような事情に改めて注目していいように思われる。1つは、失業保障の今日的重要性である。先にみたように、最近の失業問題の特徴は、労働者の誰もが失業と向かい合わざるを得なくなっているところである。雇用の流動化は、これを加速すると共に、失業保障を労働者の普遍的要求としてクローズアップさせているのである。2つは、事実上の放棄されているとはいえ、「あらゆる社会の基盤をなす」という「完全雇用の実現」をまったく放棄してしまうことはできないのであって、政府のえがく雇用政策のシナリオ自体が矛盾に満ちていることである。たとえば、『中期雇用ビジョン』

(1994年6月)や『労働力受給の展望と課題』 (1995年6月)など、今後の雇用政策の基調的 文書において、「労働市場の構造変化への対応」 を強調すればするほど、「雇用の質」「質の高い 雇用」に言及せざるをえないのである。この矛 盾を逆手にとって労働組合の雇用戦略を打ち出 し、雇用の権利・雇用保障にもとづく雇用政策 への転換を実現することは、困難であっても決 して不可能なことではないであろう。すでに、 阪神大震災での全労連・兵庫労連の取り組みの なかに足がかりを見いだすことができる¹⁰。

- 1) 上杉正一郎『マルクス主義と統計』、青木書店、1951年、 77ページ。
- 2)大木一訓「独占の雇用戦略と今日の失業政策」『労働運動』 1995年11月号、41ページ。
- 3) 最近の雇用・失業構造の変化については、柴田弘捷「雇用 をめぐる『構造変化』をどうみるか」『賃金と社会保障』 第1152号、1995年4月上旬号を参照。また70年代後半以降 の雇用構造の変化を企業社会との関連で追究した高橋祐 吉『企業社会と労働者』、労働科学研究所出版部、1990年 をあわせて参照。
- 4) 柴田前揭論文。
- 5) 下山房雄監修『日経連 新「日本的管理」批判』、連合通信社、1995年、38ページ。
- 6) 企業内失業論については、拙稿「『企業内失業』論の欺瞞」 『労働運動』1994年2月号、河村雄二「嘘でかためた『企 業内失業論』、『労働運動』1995年9月号を参照。
- 7) たとえば、八代尚宏「過剰雇用調整でデフレ循環の恐れ」 『週刊東洋経済』1995年9月16日号。
- 8) 下山前掲書のほか、『賃金と社会保障』第1159号の特集 < 日経連『新時代の日本的経営』>所収の諸論文。
- 9) 経団連「規制撤廃・緩和に関する要望」1994年11月、日経連「政府規制の撤廃・緩和要望」1994年11月。なお、労働市場に関する規制緩和については、牧野富夫「『規制緩和』における雇用破壊・賃金破壊」(角瀬保雄監修・全労連・労働総研編『「規制緩和」で日本はどうなる』、新日本出版社、1995年、第4章)、斉藤力「労働力流動化図る規制緩和政策」『労働運動』1995年5月号、加藤佑治「規制緩和と労働市場」『労働総研クォータリー』No20を参照。
- 10) 全労連・兵庫労連の緊急提案『地元に安定した雇用・就業 の確保を』 (1995年5月) 参照。

(会員・鹿児島経済大学助教授)



日独労働問題共同セジナー

徳山 重次

はじめに

1995年9月27日・28日、大阪では初めて本格的に取り組んだ「日独労働問題共同セミナー/変わりゆく労働…日本・ドイツ・EU」が開催された。「セミナー」は、93年5月25日大阪で結成をした「日本・ドイツ労働者市民友好の会」が主催し「関西ドイツ文化センター<ゲィンケルマイヤー館長>」にも加っていただき、さらに大阪労連、各単産、民法協などにも協力を得た。本稿ではその一部しかお伝えすることができないが、全国の労働組合幹部をはじめ関係者のみなさんの活動の一助になれば幸いである。

まず、今回の開催に至る経過は、1991年11月 愛知労働問題研究所のみなさんの訪独、ブレー メン大学の教授・スタッフの協力で「ドイツの 労働と生活調査」の交流をされたことから始ま り、翌92年9月20日・21日には、その時のメン バーを日本に招聘され、名古屋で開いた「日本・ ドイツ労働問題共同セミナー」が第1回という べきもので、続いて、大阪で「日独友好の会・ 結成準備会」によって9月24日・25日に「労働 組合幹部と懇談・講演の夕べ」が開かれた。そ して、93年には、大阪市立大学・西谷敏教授を はじめ愛知県の学者・研究者のみなさんが再度、 ブレーメンで「共同セミナー」を開かれたのが 第2回と位置付けられ、今回が第3回といえる。

大阪では、化学一般関西地本・日本シエーリ

ング労組が会社の不当労働行為、権利侵害との 闘いで、30数回にわたる最高裁をはじめとした 裁判所・地労委の勝利判決・命令をバックに東 京地裁での和解勧告が出た90年秋、いよいよ背 景資本のドイツ本社に「本丸攻め」と抗議・要 請団を派遣した。当該労組員、担当弁護士と支 援する大阪労連傘下の労組幹部ら22人がドイツ 到着直後のブレーメン大学関係者との協力要請 と懇談やDGB同地方代表者会議では全員一致 の決議でIG化学労組を動かし、それらがその後 の闘いの勝利に反映し、同時にブレーメン大学 との連帯、連携として生かされて今回を迎えた。

ヨーロッパ統合とその影響

『Iヨーロッパ統合とその影響=ハイナー・ヘーゼラー博士 (ブレーメン大学)/マルティン・オスターラント博士 (同)』では、近年の国際取引の膨張、競争は西ヨーロッパ、アメリカと日本が主役であったが、西ヨーロッパがEU(ヨーロッパ連合)に代わり、さらに中国、ロシアが紹介された。EU加盟国の経済発展の経過では労働者に与える諸影響については否定的観測が出され、統合が政治的・経済的同盟先行で、社会的観点が後に追いやられていたことを強調された。ようやく加盟12ヵ国中唯一妨害をしてきたイギリスを除いて推進することで一致し、昨年は、難産だったが「ヨーロッパ従業員代表委員

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

会」の創設に関する指令が決定されている。

しかし「EUが、ドイツの国民や労働者にどのような利益をもたらすのか」などが容易に目に見えないのはわれわれ日本人だけなのだろうか。まだまだ多くの解決をしなければならない国家間の諸問題があるのではとの疑問も感じる。

EUの拡大、経済発展の活性化は、東欧・旧ソ連へと進行し、遠い将来、30ヵ国を超える見通しだが、新たな深刻な問題も予測されている。すでに、これらの国々では主要産業間で競争が激化している。

また農業国に対する膨大な援助金・基金を必要とし、人的資源の発展や産業基盤の機能改善のための社会基金援助は、もっとも遅れている10地域と工業の発展が停滞している約70地域に向けられるが、94年から99年までに目的限定的な財政援助として1兆マルクが予定されている。

1950年以来、地域無視の中央集権政策を特徴としてきたが、93年1月の内部市場での自由な流通、労働者の自由移動を第一歩とし、11月のEU条約では、市民権、地方選挙権、共通の社会・外交・安全保障政策と司法及び国内政策の協力などが今世紀末で達成する。その間すでに国境や国民国家の諸機能の意義が喪失する傾向が生じている。こうして地方レベルの参加権、決定権の認知が新たな発展の可能性を見出している。しかし、各地域の利害は多様で不均衡是正も容易ではなく、後進地域にはこの10年間は経済の持続的発展よりも失敗例が多いという。

日本・ドイツの労働現場の変化

『II 日本・ドイツの労働現場の変化=ヨッヘン・トーレン教授 (ブレーメン大学)/ハインツ・ブラウアー研究調査員 (IGメタル・ブレーメン支部)/藤田栄史教授 (愛知教育大学)』は、ドイツと日本の労働者の実態がリアルに報告さ

れたが、ヨーロッパ諸国におけるトップマネージメントの教育、姿勢の問題では、英・独の違いが目立った。「GM」ドイツ・オペル・アイゼナッハ工場における労働実例は「リーン(虚弱・ドイツでは細っそりした)生産」の実験工場にみるように、トヨティズムが全面的に取り入れられ最大限労働が強いられていることと、日本では新たな生産システム(組立ラインの分割と「完結工程」、ライン間の「バッファー設置」)が導入されているトヨタの労働者の生々しい実態報告を愕然として聞き、いまさらながら労働組合の役割の重要さを痛感した。

労働・雇用政策と労働法

最後の『III労働・雇用政策と労働法=平田衛 医学博士(大阪府立公衆衛生研究所)/伍賀一道 教授(金沢大学)/ライナー・ドンボイス博士(ブ レーメン大学)/ローデリッヒ・ヴァースナー教 授(同)/西谷敏教授(大阪市立大学)』は、日 本側から、医師・研究者の立場でみた労働者の 労働・健康実態とその中での問題点から。戦後 の健康・安全に関する労働法制の流れは一貫し て企業側、大会社向けであり、最近の日経連の 規制緩和要求に忠実に応えていること。欧米と の比較でも法的拘束力が弱く、企業側を罰する 法的根拠も弱いと強調される。健康管理問題で は、健康診断、成人病検診はまったくの手抜き 状態で、上限のない労働時間規制に超過密労働、 24時間社会に向っての職場実態など、人間工学 的、疲労研究の成果が反映していないと嘆かれ ている。規制緩和は、努力義務化、罰則なしの 骨抜きと小零細・未組織労働者に適用しないな ど労働組合への注文が鋭く提起されている。最 近、労働災害・職業病の届け出・認定が少なく なっている状況にも警鐘が鳴らされた。

他方、1970年代後半の第1次石油ショックを

国際・国内動向

経て、80年代のME化からバブル景気を迎えたなかで「雇用の弾力化」は急速に進み、正規男子労働者の削減・抑制から派遣、パートタイマー、臨時雇用者へと低賃金労働者が多数を占める状況に至ったことが数字でも示された。その仕組みは、いずれも法律改正という合法的手段が武器になっていること、バブル崩壊後、新たに起こった労働市場の動向・変化など90年代の特徴も多くの実例、統計数字で示され、95年5月の日経連「提言」についても踏み込んだ分析のもと「悪魔のサイクル」を断ち切る闘いを強調された。

憂慮されるEUでは、規制緩和、労働基準問題とその中での労働法についての報告。経済統合の流れで「ヨーロッパ化」として国外企業との合併が増加し、未開発地域への進出、外国投資も急増した。しかし労働者の共同決定権などは進まなかったが、94年には「ヨーロッパ従業員代表委員会」設立が認められ、情報提供、意見聴取の権利を有した。「ソーシアル・ダンピング」問題への危惧や労働基準及び社会基準の下方への平準化に対する労働者の権利及び保護に関する国内法規定の均一化は英国の脱落で「全会一致」から「多数決原理」に代わりEU委員会の影響力はかなり強まったという。

労働時間では、1週最高48時間などが規定されたが、これらは低水準国へは「上方均一化」になり、ドイツなど高い水準国では法律で規定されるという利点などがある。その他技術面での労働保護でも高いレベルになったが、これらに対する高水準国の企業団体からの競争原理による圧力が目立ってきた。ドイツにおける諸影響は、社会的水準の低下という危険性もあるが、新たなチャンスともとらえている。

最後の日本における労使関係の変化、労働法 については、その特徴とドイツとの対照的な傾 向を強調されている。日本では「労働関係を権利・義務の総体からみる」という視点の欠如という鋭い指摘があり、雇用、賃金などにみる企業帰属意識のうえつけが大企業で典型的にあらわれ、日本的労使関係を特徴づけ、まさに日本の労働法の基本的性格がここから規定されているとみる。本来5月の日経連「提言」は、弾力化、規整(制ではなく)緩和による新たな日本型労使関係づくりの要求とみるべきだとされた。

なお、今後の課題では、雇用制限、従業員代表制、裁判制度の改善など6項目をあげられたのが強く印象に残っているが、日本の労働組合の実情からみて、内部での大きな議論を必要とする課題でもあるだろう。

[1995.9.27~28・大阪市立大学文化交流センター] 主催/日本・ドイツ労働者市民友好の会 関西ドイツ文化センター

『日独労働問題共同セミナー』テーマ・講演者名

- I ヨーロッパ統合とその影響 (Europäische Integration und ihre Auswirkungen)
- 1.「新世界経済秩序におけるヨーロッパ統合の展望 (EUの 将来像)」

ハイナー・ヘーゼラー博士(Prof. Dr. Heiner Heseler) [ブレーメン大学労働・政治アカデミー]

2.「諸地域のヨーロッパ」 マルティン・オスターラント博士 (Prof. Dr. Martin Osterland)

[ブレーメン大学労働・政治アカデミー]

- II 日本・ドイツの労働現場の変化 (Veranderungen am Arbeitsplatz)
- 3.「ヨーロッパ統合下のトップ・マネジメント」 ヨッヘン・トーレン教授 (Dr. Jochen Tholen)

[ブレーメン大学]

4.「西ヨーロッパの労働組織の変化――金属産業における グループ労働の事例――」

ハインツ・ブラウアー (Heint Brauer)

[IGメタル・ブレーメン支部研究調査員]

- 5.「今日のトヨティズム――トヨタ生産方式の新段階――」 藤田栄史教授 (Dr. Eiji Fujita) [愛知教育大学]
- III 労働・雇用政策と労働法 (Arbeits-und Beschaftigungspolitik und Arbeitsrecht)
- 6.「日本における職場の健康政策——実態と問題点」 平田衛医学博士 (M.D. Mamoru Hirata)

[大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部]

7.「今日の日本における雇用の弾力化と労働市場政策の規

労働総研クオータリーNo21(96年冬季号)

制緩和」

伍賀一道教授 (Dr. Kazumichi Goga) [金沢大学]

- 8.「ヨーロッパ統合――規制緩和への道? 国内的規制と · 超国家的規制との緊張関係のなかでの労使関係と労働基 準・社会基準」
 - ライナー・ドンポイス教授 (Dr. Rainer Dombois) [プレーメン大学労働・政治アカデミー]
- 9.「雇用の変化、世界的競争の激化、ヨーロッパ統合の影響 下のドイツ労働法」

ローデリッヒ・ヴァースナー教授 (Dr. Roderich Wahsner)

[ブレーメン大学]

10.「日本的経営の変化と日本労働法」 西谷敏教授(Dr. Satoshi Nishitani)[大阪市立大学] (徳山記)

(大阪労連顧問・

日本ドイツ労働者市民友好の会世話人)

TUCの現段階と全国最低賃金会議

山中 敏裕

円高と長期不況のもとでリストラがおしすすめられるなか、最賃制についても、財界の側から、「地域別最賃凍結」論、「産業別最賃廃止」論が展開されている。外国の事例として、イギリスの賃金審議会の廃止も紹介されている。賃金審議会は、1992年には、26の産業に設置されて当該産業で働く230万人を対象としていた。この賃金審議会が1993年8月に廃止され、イギリスでは、農業をのぞき、法的な最低賃金が存在しなくなった。しかし、いま、イギリスでは、全国最低賃金の確立にむけた運動がたかまりをみせている。そのひとつのあらわれは、TUCにより開催された「全国最低賃金にむけた議論」と題する会議である。

全国最低賃金会議

会議は1995年7月6日に開催され、その焦点は、政治的なことがらではなく労使にかかわることがらにおかれていた。なんらかの決議がなされたわけではなく、広範な議論を組織すること自体に目的がおかれていたようである。参加呼びかけ対象も、TUC加盟労組にかぎらず、使

用者、教会、学者など広範囲におよんだ。当日の会議は、朝9時半から午後4時までで、プログラムの概略は拙稿末尾のとおりである。開会と閉会の挨拶がジョン・モンクスTUC書記長によるものであったことからも、TUCによるこの会議の位置づけがうかがえる。TUCにとって、法定最低賃金にむけた議論を強化することが、次回総選挙までの最優先の運動である(開催案内)。94年大会では、可能な限り早期の全国最低賃金の導入が貧困と不平等に取り組むTUCの戦略の不可欠な部分である、と決定されている。全国最低賃金の導入を不可欠なものとして貧困と不平等に取り組む、というところに、今日のTUCを取り巻く状況の第1の特徴がある。

モンクス書記長が述べるには、この会議の特徴は、同名のTUC委託報告書(Arguments for a National Minimum Wage)の発表にあった。イギリスでは道徳的見地からして容認できない搾取がおこなわれており、必要なものは低賃金問題への最良の取組みについての社会的合意なのであって、それゆえにTUCは全国最低賃金の実施について使用者との対話に熱心なのだ

国際・国内動向

という。当日の会議でも、使用者側のパネリストが最賃はコストを高めて雇用を減らすばかりかイギリスの競争力を弱めるといった趣旨の発言をしたことをふくめて、多様な議論がかわされた。使用者との対話をつうじて、低賃金問題に取り組む、というところに、今日のTUCを取り巻く状況の第2の特徴がある。以下、この最賃会議の背景となる2つの特徴をみることにしたい。

賃金格差の拡大と下支えの欠如

第1の特徴に関わることとしてまずあげられ るのは、所得格差の拡大である。平均所得の60 %以下しか得ていない人々の割合は、1981年に は20%を下まわっていたが、92年には30%をこ えている。平均所得の50%以下の人々の割合も、 同じ時期に10%弱から20%をこえるにいたった (Social Trends on CD - ROM Ver. 1.0, CSO)。男性フルタイムで時給4.50ポンド以下 の人の割合は16.21%である一方、男性パートで は68.78%、女性パートでは62.87%におよぶ。 「金属・機械・自動車」全体のそれが17.37%で あるのにたいして、繊維産業を含む「その他製 造業」全体では31.07%、「配送・ホテル・賄い」 全体では59.04%となる (TUC報告書)。今日の イギリスでは、格差が拡大しているだけでなく、 格差自体が偏在している。

この傾向を促進するものとして、賃金審議会の廃止とともに、1968年のドノバン委員会報告以降の賃金決定機構の変化も重要である。ドノバン委員会は、非公式の職場交渉による産業別賃率への上積み・賃金ドリフトの問題を指摘し、職場交渉の公式化を勧告した。今日では、上積みのベースとなる賃金決定が減っている。つまり企業の枠をこえた交渉による賃金決定が減っている(Millward, Stevens, Smart and

Hawes, Workplace Industrial relations in Transition, Dartmouth Publishing Company Limited, 1992)。マニュアル労働者の最近の賃 上げが企業の枠をこえた団体交渉によるとした 事業所は、1984年には40%だったが90年には26 %となった。交渉の範囲をとわず団体交渉によ るとした事業所は62%から48%に減り、団体交 渉ではなく事業所の経営者の決定などによると した事業所が過半数におよぶ。この間のマニュ アル労働者の賃金決定を産業別にみると、民間 製造業では、団体交渉によるものは55%から45 %に(うち企業の枠をこえるものは22%から16 %に)減少した。民間サービス業では、団体交 渉によるものは38%から31%に(うち企業の枠 をこえるものは20%から11%に)減少した。非 マニュアル労働者でも、傾向は、ほぼ同じであ る。今日のイギリスの賃金の多くは、賃金審議 会や団体交渉といった下支えをもたない。

組合不承認と対話路線

サッチャー政権誕生以降、75年雇用保護法の 組合承認規定が廃止されて労組を承認するかど うかが使用者の裁量に委ねられ (80年雇用法)、 合法ストの範囲がみずからの使用者にたいする ものに限定されて政治ストが不法となる (82年 雇用法)など、一連の反労組法が成立した。こ うした状況については、本誌No.7 (92年夏季号) の宮田光雄論文やNo.8 (92年秋季号) の森原公 敏論文でも紹介されている。宮田論文では、 TUC指導部の協調主義化・現実路線化と、その もとで大規模な山猫ストを展開する労働者の状 況が紹介されていた。しかし、90年雇用法によ り、そうした方向での発展にも楔が打ち込まれ た。山猫ストにさいしては、組合指導部が当該 ストの呼びかけを拒否する旨を書面で構成員に 通告する義務を負わされる一方、山猫スト参加

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

者は不公正解雇にたいする不服申し立ての権利 をもたなくなった。

こうした中で、労働組合の組織率が低下する 一方、承認された労組の存在しない事業所がふ えている。全事業所のうちで、承認されたマニ ュアル労働者の労組が存在する割合は、1984年 には62%だったが、90年には48%となった。90 年の時点で、承認されたマニュアル労働者の労 組が存在する割合は、公共部門では78%である が、民間製造業では44%、民間サービス業では 31%にすぎない。非マニュアル労働者について も傾向は同様であるが、公共部門を除き割合は いっそう低い(Millward et al., op.cit.)。組 合承認の割合が民間の事業所において低い、と いうことは、保守党政権のプライバタイゼーシ ョン政策をへて、民間労働者の比重が高まって いるなかでは、イギリス労働組合運動にとって、 深刻な意味をもつ。

こうした状況下で労組が使用者の側からの承 認を得ていくにはどうしたらいいのか、という 点に対するひとつの明瞭な解答は、Robert Taylorの『労働組合の未来』(The Future of the Trade Unions. André Deutsch Limited, 1994) に見出される。同書は、その刊行がTUC の方針に盛り込まれ、その序文がモンクス書記 長によって書かれたものであるが、そこにみら れる解答はこうである。会社が国内市場と国際 市場で競争力をたかめる努力をするさいに、組 織化された職場は会社にたいして戦略的な利益 をもたらすのだから、会社は組織化された職場 を持つべきである、ということを、会社に納得 させねばならない、というのである。組合は企 業の発展にとって積極的な役割を演じるという 見地は、より一般的なかたちで、TUCの方針 (Campaigning for Change, March 1994) にも盛り込まれている。

全国最低賃金への取組みのあり方も、こうした「社会的協力(Social partnership)」路線にそっている。モンクス書記長が述べるには、高付加価値の財やサービスを生産する高賃金・高生産性企業の投資と技術革新にたいする拍車として機能することが、ミニマムな権利の枠組みの目的とのことである。こうしたかたちでの使用者との対話をつうじた全国最低賃金確立への取組みのあり方は、反労組法によりストライキ等が規制され、組織率が低下し、組合承認の割合も減少し、団体交渉による賃金決定の割合も減少したなかで、賃金審議会が廃止される、という困難な状況のもとで、賃金の下支えを確保する条件を追求したものといえよう。

「全国最低賃金にむけた議論」プログラム概略

受付けとコーヒー

開会あいさつ

テーマ1 イギリスの低賃金と搾取

全国最低賃金にむけた議論――TUC新主要レポートなぜイギリスは全国最低賃金を必要とするのか

テーマ2 諸外国の最低賃金

アメリカとフランスの最低賃金――パネル・ディスカッション

ヨーロッパ大陸での最低賃金の好結果――労働組合経験 低賃金に取組む運動家の見解

昼食

テーマ3 労使にとっての重要さ

全国最低賃金についての使用者の見解――パネル・ディスカッション

団体交渉への関係――労働組合交渉当事者のパネル・ディスカッション

議論へのコメントと返答

テーマ4 経済学的議論

全国最低賃金にむけた経済学的議論――パネル・ディスカッション

閉会あいさつ

(会員・日本大学専任講師)

社会開発サジットのフォローアップと 労働組合運動の課題

小森 良夫

1995年3月コペンハーゲンで開かれた国連主催の世界社会開発サミット (WSSD) は、貧困の撲滅、失業の克服、社会的統合をめざす社会開発の課題を初めて正面に掲げた諸国家首脳の国際会議として、国連50年の歴史の中で一つの画期をなすものであった。

サミットが採択したコペンハーゲン宣言と行動計画"は、参加諸国政府間の妥協の所産としてさまざまな弱点や不充分さを持つとはいえ、国連憲章の諸原則に立脚する「人間中心の持続可能な開発の実現」(宣言、第4項)という理念を掲げ、「世界のあらゆる国々に影響を与えている深刻な社会問題、特に貧困、失業及び社会的疎外に対する緊急な取り組みの必要性」(宣言、第2項)の認識のうえに立って、各国家・政府首脳が10項目の誓約(コミットメント)をおこない、その実現に向けての政策と行動を提起したものであった。

このサミットのもうひとつの特徴は、労働組合をふくむ非政府組織 (NGO) の代表がかつてない広範な規模で参加したことであった。サミット参加者は総数186ヵ国、1万4000人にのぼったが、その中には811のNGOからの2300人の代表がふくまれており、サミットと並行して「NGOフォーラム'95」が開かれた。

労働組合についていえば、日本の全労連をふ くめ約130の労働組合組織がサミットに参加し、 会期中にILO理事会労働者グループの呼びかけ で「WSSD労働組合フォーラム」が開かれた。 全労連は今回初めて国連主催の会議にNGO参加資格を正式に承認され、代表をサミットに送った。労働組合フォーラムでは全員一致で宣言²⁾を採択し、その中で社会開発サミットの開催を「国際共同体がこの世界での巨大なしかも増大する不公正に反対するため緊急に行動する必要を確認したしるしとして歓迎し、これを支持」するとともに、「労働組合はこの事業の中での不可欠のパートナーである」ことを確認した。

サミットで誓約された貧困の撲滅、生産的雇 用の拡大と失業の削減などの課題が、世界の労 働者にこそ最も深くかかわる問題であり、労働 組合の本来的な任務であることはいうまでもな い。重要なことは、これらの課題が国際政治の 議事日程に上げられ、国連と各国政府が諸国民 に向かってその解決のための国際的誓約をおこ なったということである。その意味でコペンハ ーゲン宣言と行動計画は、国連憲章、世界人権 宣言、国際人権規約、ILO諸条約などとともに、 世界の労働者と労働組合の歴史的なたたかいの 獲得物であると同時に、労働組合運動の新しい 強力な武器となり、運動の前進に新しい可能性 と展望を開くものである。それだけに、社会開 発サミットのフォローアップにおいて労働組合 が果たすべき役割は特別に重要である。サミッ トの採択文書でも、特に労働組合にたいして「社 会開発プログラムの計画及び実行に参加する」

労働総研クオータリーNo21(96年冬季号)

(行動計画、第86項C)ことを求めているが、 労働組合はサミットの掲げた目標実現のために、 世界の諸国民と民主勢力の世論と運動をリード する中心勢力として行動することが求められて いるといえよう。このような問題意識にたって、 サミットのフォローアップにおける労働組合の 課題のいくつかについて検討しておきたい。

貧困の撲滅に向かって

コペンハーゲン宣言は、人類的課題として世界の貧困を撲滅する目標を誓約し、このために、国内レベルで、市民社会のすべての主体と協力共同して「できる限り短期間で全般的な貧困を実質的に削減し、不平等を削減するとともに各国が国内の状況に応じて設定する目標期限までに絶対的貧困を根絶するための国内政策及び国内戦略を緊急事項として、できる限り国際貧困撲滅年の1996年までに策定または強化する」こと、「貧困の根本的な原因に取り組み、あらゆる人々の基本的ニーズを提供するため我々の努力と政策を傾注する」(宣言、コミットメント2)などを誓約した。

市民社会の重要な構成主体である労働者と労働組合は、こうした国内貧困撲滅計画の早急な策定を日本政府にたいして要求するとともに、計画に盛りこむべき諸目標を労働組合の側から積極的に要求していくことが必要であろう。

この点で全労連が現在すすめているナショナル・ミニマム確立の要求運動は、社会開発サミットの貧困撲滅戦略に基本的に合致したものであり、サミットの宣言と行動計画はこの運動に新たな国際的根拠を与えたといえる。全労連をはじめとする日本の階級的労働組合は、全国一律最低賃金制の確立、社会保障の拡充を土台としたナショナル・ミニマムの要求課題を、日本の貧困撲滅計画の柱にすえるよう要求し、その

実行を政府、独占資本に迫ってゆくたたかいを 国民と共同してすすめることが重要となっている。

サミットの論議では、軍事費を削減して社会開発にまわす必要性が強調された。軍事優先路線に立つ国々の抵抗もあって、宣言では、軍事費削減によって財源を生みだす「新しい立法を探求する」(コミットメント9)という規定にとどまったが、行動計画では、「社会、経済開発への資源を増大するために、適当な場合には、過度な軍事支出及び武器生産及び購入を国家の安全保障に従いつつ削減すること」(行動計画、第87項)が誓約された。

この誓約は、わが国の労働組合と民主勢力が すすめてきた「軍事費を削って福祉・教育の充 実を」めざす大運動の路線と合致するものであ り、今回のサミットによりわが国のこの運動に 国際的な大義があることが明確にされたわけで ある。この国民大運動をさらに前進させること は、サミットのフォローアップの重要な内容を なすものである。

生産的雇用の拡大と失業の削減

サミットの宣言は、「我々の経済・社会政策の基本的プライオリティーとして完全雇用の目標を促進し、すべての人々が自由に選択した生産的雇用と職業を通じて確実で持続可能な生計を得ることができるようにすること」(コミットメント3)を誓約した。そして行動計画では、「使用者、労働組合及び市民社会のその他の主体の完全参加のもと、雇用の創出を国内戦略及び政策の中心に置くこと」(行動計画、第47項)が緊急に必要であるとして、雇用創出戦略への労働組合の全面的参加を求めた。

雇用問題でのサミットのこうした合意は、基本的に積極的なものであるが、その反面、たと

国際・国内動向

えば「民間のイニシアチブを阻害する規制の緩和」(行動計画、第51項)を求めたり、「生産の段階的な中止あるいは企業の閉鎖の際、労働者の再配置を容易にするため、労働移動を促進し、再訓練し、社会保護の十分なレベルを維持すること」(行動計画、第53項)などとして、独占資本のリストラ戦略に呼応した"労働市場の弾力化"を容認する立場をとっている。

ILO第82回総会の会期中に開かれた「社会開発サミットのフォローアップに関する非公式閣僚級三者構成会合」³⁾でも、使用者代表側から、「労働市場の硬直性の除去」が強く主張され、サミットの採択文書がこのことに考慮を払っている点に支持を表明している。これらはいずれも、今日の雇用失業問題をめぐる世界規模での労資の鋭い対決を反映している。それだけに、サミットが掲げた「生産的雇用の拡大と失業の削減」「完全雇用」という積極的な目標実現のためには、労働者と労働組合の正確で強力なたたかいが不可欠である。

全労連などが展開している「労働時間短縮に よる雇用確保・拡大」や「解雇規制」をめざす たたかいはその重要な一環であり、社会開発サ ミットはこれらのたたかいに国際的な大義を与 えるものである。

サミットの採択文書には「解雇規制」についての明文的な規定はないが、行動計画では「構造調整、安定あるいは改革プログラムが労働力、特に弱者及び職を失った人々に及ぼす悪影響を最小化する適当な社会的安全機構を設置すること」(行動計画、第49項)を求めている。解雇規制は、もっとも効果的な社会的安全機構となるであろう。去る6月の第82回ILO総会でも、「正当化できない解雇にたいする保護」の必要性が論議されたり。先進資本主義国でも発展途上国においても、多国籍企業、独占資本及びその政

府が強行している「正当化できない解雇」によって大量雇用破壊が進行している。解雇規制の制度化の問題は、ILOなど国際的な場でも積極的にたたかいとっていくべき課題となっている。

多国籍企業の民主的規制

サミットの行動計画は、「多国籍企業及び国内 企業に対し、国内法及び法制に適合しつつ、環 境保護の枠組みの中で、国際的合意及び条約に 従い、それら企業の活動の社会的・文化的イン パクトに対する適当な考慮を払いながら活動す るよう促がす」(行動計画、第12項)としてい る。この提起は、極めて緩やかであるとはいえ、 多国籍企業が自らの行動についての社会的責任 を負うようにさせることを誓約したものである。 また、ここでいわれている国際合意・条約には、 例えば新国際経済秩序樹立宣言の中でうたわれ た「多国籍企業活動の規制及び監督」について の原則や、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関 する原則の三者宣言」などが含まれていること は明らかである。

全労連は、社会開発サミット労働組合フォーラムへの報告文書5の中で、多国籍企業の民主的規制にむけた労働組合の国際的連帯の意義がますます大きくなっていることを確認するとともに、それぞれの国において大企業の横暴を民主的に規制するたたかいの重要性を強調し、この課題が「貧困、雇用、社会的統合」というサミットのテーマの解決のためにも決定的に重要であると指摘した。

世界労連の代表も同じ労組フォーラムでの発言の中で、「サミットの諸決定の実行にあたって国連とその加盟国ならびにNGOは、従来いかなる規制からも自由であった多国籍企業・銀行の行動にたいする規制と管理の問題に取り組み解決すべきである」とし、「今こそこれら国際カ

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

ルテルの行動の否定的な諸結果に真剣に対処し、多国籍企業が民族の主権、公共の利益及び国際 労働基準を尊重するようにさせるべき時が来ている」と強調した。そして、(1)国連における多 国籍企業行動規範作成の作業を復活すること、 (2)ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する三 者宣言」をILO条約に格上げすること、という具 体的提案をおこなった。この二点の提案は、94 年11月の第13回世界労組大会で採択された、多 国籍企業の民主的規制にかんする決議の中で提 起されたものである。

また、サミット参加のNGOのうち約600の組織が共同して発表した「オルタナティブ宣言」⁷⁰も、「多国籍企業にすべての諸国民の基本的権利を尊重させることを保障するような、真に民主的で拘束力のある規制のための行政的・法的な機構と手段を確立」すべきことを要求し、国連が多国籍企業行動規範を完成させる作業を至急に再開するよう求めた。

このように、日本の階級的労働運動と革新勢 力が先駆的に掲げてきた多国籍企業・大企業の 民主的規制という闘争課題は、今や文字どおり 国際化し、今回のサミットを機に貧困撲滅と完全雇用など社会開発をめざす国際的共同行動の統一的課題となりつつある。それだけに日本の労働組合運動のいっそうのイニシアチブが期待されているといえよう。

(注)

- The Copenhagen Declaration and Programme of Action, World Summit for Social Development, 6-12 March 1995, United Nations, New York 1995.
 本文中の引用は外務省の仮訳に拠ったが、訳語の欠落な ど一部を補正した。
- The Declaration, Trade Union Forum at Copenhagen, 8 March, "Frashes from the Trade Unions" No.7/95.
- 3) Record of proceedings, Informal Tripartite Meeting at the Ministerial Level on the Follow - up to the World Summit for Social Development, Geneva, 9 June 1995, ILO Geneva.
- WFTU Statement at 82nd Session of International Labour Conference, "Flashes from the Trade Unions" No.14/95.
- 5)国連世界社会開発サミット・労働組合フォーラムでの報告 文書、1995年3月、全国労働組合総連合、全労連第13回定 期大会資料集。
- WFTU Statement at Copenhagen Trade Union Forum, "Flashes from the Trade Unions" No. 7/95.
- The Alternative Declaration of NGOs, "Flashes from the Trade Unions" No.7/95.

(会員・国際労働運動研究者)

福島県における産業空洞化と 地域破壊の実態

小川 英雄

1970年代頃まで、福島県の基幹産業は「農業」が不動の位置をしめていたことは**表1**の通りで、70年に全従業者の約35%、つまり3人に1人は農業従事者だったのを見ても一目瞭然である。しかし、自民党とそれにすり寄る各党(日本共産党を除く)が、こぞって農業切り捨ての亡国

農政を推し進める中で、1990年には何と20万人 も減って、農業従事者の比率は13.5%、8人に 1人へと激減したのである。

『資本論』の本源的蓄積の項をも想起させるような形で、農業を追われた人たちは「製造業」を中心とする第2次産業、「サービス業」や「卸

国際・国内動向

表1 福島県の産業別就業者数 単位 人

the alle on about	4.0 m 0. Aut	2000 hr	4.4 3/4
産業分類	1970年	1990年	増 減
総数	991,761	1,067,909	△ 76,148
第1次産業	357,362	151,443	₩205,919
農業	345,601	144,103	▼ 201,498
林 業	5,583	3,307	▼ 2,276
漁 業	6,178	4,033	▼ 2,145
第2次産業	261,581	392,124	△130,543
鉱 業	9,757	1,813	▼ 7,944
建設業	70,509	109,882	△ 39,373
製造業	181,315	280,429	△ 99,114
第3次産業	372,349	523,179	△150,830
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5,660	7,260	△ 1,600
運輸・通信業	48,523	51,175	△ 2,652
卸売·小売業、飲食店	147,875	195,672	△ 47,797
金融・保険業	13,627	24,603	△ 10,976
不動産業	1,209	5,147	△ 3,938
サービス業	126,785	206,851	△ 80,066
公務(他に分類 されないもの)	28,670	32,471	△ 3,801
分類不能の産業	469	1,163	△ 694

(出所) 総務統計局 「国勢調査報告」

表 2 海外進出企業 • 国别進出状況

准出地域•国	進出事業所数	進出地域·国	准山市类配粉
CHICA E		WHILE W I	進山争耒州奴
台 湾	13	韓国	4
中 国	12	香 港	5
マレーシア	12	その他のアジ	P 5
9 1	10	アメリカ	19
シンガポール	8	ドイツ	5
フィリピン	6	その他	12
	80社 世界22	カ国 111ヵ所	

(出所)

福島県商工労働部 1994年 3 月発行

「福島県企業国際化実態調査報告書」より

表 3 東北 6 県の製造業従業員数の推移

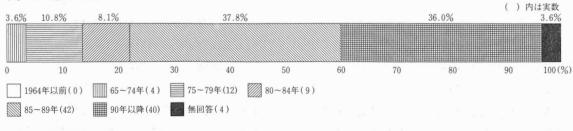
	-	, a > C-	Note of the second second									
		1991年	1993年	1994年	91-94年	94/91(%)						
青	森	87,524	84,940	82,592	▼ 4,932	94.36						
岩	手	129,283	126,036	122,503	▼ 6,780	94.76						
宮	城	173,985	165,213	158,569	▼15,416	91.14						
秋	田	120,454	112,399	108,971	▼11,483	90.47						
山	形	157,918	151,359	146,634	▼11,284	92.86						
福	島	248,021	233,926	224,737	▼23,284	90.61						
東	化計	917,185	873,873	843,976	▼73,209	92.02						

表 4 産業中分類別の主な産業の従業員数の推移

		20	(上)へ カスス	A TO THE WATER	- 1/C >/C >/C >/C >/ T >/ T IT		
産 業	分 類	1980年	1985年	1991年	1994年	94-91年	91/94(%)
県	計	195,171	227,366	248,021	224,737	▼23,284	90.6
繊	維	12,082	11,676	10,052	(2,329)	▼ 5,250	84.9
衣	服	19,272	22,808	24,716	(27,189)		
電	気	45,411	72,204	80,626	65,398	▼ 15,228	81.1
機	械	8,568	11,641	16,515	15,139	▼ 1,376	91.7
木	材	9,148	7,192	6,493	5,364	▼ 1,129	82.6
精	密	14,709	13,549	9,785	8,900	▼ 885	91.0
家	具	5,042	3,926	3,961	3,681	▼ 280	92.9
プラス	スチック	3,039	4,407	6,298	7,287	△ 989	115.7
金	属	8,179	9,226	12,570	12,875	△ 305	102.4
輸	送	5,891	7,276	9,038	10,362	△ 1,324	114.6

(注) 94年より「ニット」の分類が「繊維」から「衣服」に移ったため、事業所数・従業員数とも93年以前とは数が異なる。従って、「繊維」「衣服」を別にすると、91年との比較は困難なので、91年との比較はこの2産業を一緒に扱った。 (福島県調べ:工業統計調査結果より)

図1. 進出時期



(出所) 表2と同じ

労働総研クォータリーNo.21 (96年冬季号)

売・小売業、飲食店」を中心とする第3次産業 に吸収されていった。

製造業は、地方自治体が工業団地を造成し、 土地・水・電気などを破格の値段で大企業に提 供する活発な誘致活動と、東北労働者の低賃金 を背景に、「電気」「金属」「機械」などの産業が 続々と進出し、70年の18万人から90年には1.5倍 の28万人に増加することになる。とりわけ「電 気」は、80~90年にかけて4.5万人から8万人へ と急増し、県内一円で労働力を集約する最大の 産業となっていった。

1985年以降急速に進んだ海外移転

しかし、80年代半ばからの急速な円高と、そ れを口実とした大企業を中心とする生産拠点の 海外移転によって産業空洞化が急ピッチで進む ことになる。福島県が行なった2つの調査で県 内企業と海外移転のかかわりがある程度明らか になっている。

1つは93年7~9月に県内の約3千社から集 約し、昨年3月に発表した「企業国際化実態調 査報告」である。これによれば、2次調査の有 効回答432社のうち、海外進出の実績のある企業 は18.5%・80社111ヵ所であった。その進出先は 表 2 の通りアジアに67.6%と3分の2以上が集 中しており、進出時期も図1で明らかなように、 1964年以前はゼロだったものが、85年以降に急 増していること。さらに進出の目的も「低コス トの労働力の利用=27.2%」「現地市場の開拓= 23.2%」などが上位をしめている。

さらに海外進出実績のない企業352社の中で も今後については、「海外進出の計画がある= 14 (4.0%)」「条件が整えば海外進出したい= 47 (13.4%)」と答えており、現在海外進出して いる企業、今後進出したいという企業をあわせ れば、実に3分の1以上の企業が該当すること

になる。 もう1つは今年5~6月に県内約7千社の製

造業を調査し、9月に発表された「福島県産業 空洞化対策調査(中間報告)」である。

これによれば有効回答3.078社のうち「円高や 取引先の海外進出等の影響」について「受けて いる」が60%とその影響は大であり、とりわけ 海外への生産シフトが進んでいる加工組立製造 業は「影響あり」8割、中でも「電気機械製造 業」は85%が「影響を受けている」と答えてい る。影響の内容についても、加工組立製造業で は「コストダウンの要請70%」「利益の減少65%」 「受注販売量の減少60%」と、他産業よりも衝 撃の大きいことが明確である。

また発注企業の海外移転も全産業では「移転 している=562社25.4%」「移転を検討してい る=144社5.6%」「移転していない=1767社68. 9%」となっているが、加工組立は「移転してい る=309社45.0%」「移転を検討している52社7. 6%」の合計が「移転していない=326社47.4%」 を上回っている。

結局、低賃金でうまみのあった東北よりも、 さらにそれよりも低賃金で雇えるアジアへと、 大企業が続々と生産拠点を移転し、下請け企業 の中でも財政力のある企業は親企業とともに海 外進出し、財政力がなく、しかも親企業から仕 事を縮小され、下請け単位の切下げを強制され た企業は倒産や、事業規模縮小に追い込まれる という、いずれにしても事業所・従業員の大幅 削減にさらされるという事態に立ち至ったので ある。

製造業の労働者、3年間で2.3万人も減

福島県は9月に「1994年工業統計結果(速報)」 を発表し、そこでは「県内の事業所数は7.209で 前年より471の減。統計資料のある1951年以降最

国際・国内動向

高の落ちこみ」と述べている(ここからの数字は従業員4人以上の企業の調査によるため表1の数字とは異なってくる)。

しかし、問題はそれだけにとどまらない。福島県の製造業は91年までは事業所数・従業員数ともに増え続け、そこをピークに激減の状態が始まったのである。この最高の91年と94年を比較すると、事業所数は8,002社から7,209社へとほとんど1割の減。従業員数は248,021人から224,737人へと、実に2.3万人もの削減となっているのである。東北6県いずれも激減していることが表3で明らかであるが、しかし福島県のように2万人以上も減っている県は他にはない。

この激減する福島県の「製造業」のうち、人数の減少している産業と、微増の産業を取りだしてみたのが表4である。これをみても一目瞭然だが、「電気」が実に3年間で1.5万人もの減、さらに「繊維・衣服」が5千人の減となっている。同時にもう少し長いスパンでみれば、「木材」「家具」「精密」の各産業が80年以降一貫して減少していることも明らかである。これに対して従業員数の増えているのは「輸送」「プラスチック」「金属」「出版」などの産業に限定されており、これらを合計しても「電気」で削減された人数の2割程度を吸収出来るにすぎない。

福島県労連が2月の「労働110番」で相談を受け、3月に全労連・全国一般の労働組合を220人で結成し、今も闘っている東邦電子では、最高時の91年には6工場600人を擁し、年間売上33億円のうちの80%にあたる27億円がソニー4社から発注されていた。ところが92年春にソニーから「在庫調整をするので、1年我慢してくれ」と言われ、この人数を抱えたまましのいできたが、93年になると、最も中心的な製品であったウォークマンの生産を完璧に中国に移転したことを理由に仕事は戻ってこなかった。その結果、

ソニーからの発注は92年21億円、93年14億円、94年5億円と減り、95年3月以降はゼロとなり、 倒産の危機に追い込まれたのである。この東邦 電子のような事態は決して特殊なケースではない

県の商工労働部長はこの問題で、当初「経営再建の支援はするが、ソニーへの要請までは出来ない」と述べていたが、しかし途中からソニーに「東邦電子再建に協力を」と要請するなど、最後までソニーの擁護に終始した通産省の態度とは明確に異なるものであった。この背景には、福島県における産業空洞化と地域経済破壊の急速な進行が、90年代のほんの始めまでは予想出来なかったほどの深刻さを伴っており、それを進める大企業にものを言わざるを得ないところまで地方自治体も追い込まれていることにもあると思われる。

製造労働者半減の自治体も

地域経済破壊の実態を市町村毎に見てみると、 県内6地区では、福島市を中心とする県北地区 が最も削減率が少ないものの、91年比で従業員 5.9%の減。最大減少の会津地区は14%減にもなっている。その全体の状況が図2であるが、「電 気」の減少が全県一円で大きな影響をもたらし、 それに地域ごとに「繊維」「衣服」「機械」など の減少が加わっていることが明らかである。

市町村ごとにみればこの3年間で従業員減少について数では①いわき市3,877人 ②会津若松市2,756人 ③郡山市(県中)2,282人の順で多く、減少率では①湯川村(会津)51.5% ②月舘町(県北)60.6% ③葛尾村(相双)64.7%と地域の偏在なく、全県一円で地域経済が破壊されてきていることがわかる。

減少率最大の湯川村は、91年8事業所・330人が94年6事業所・170人(2事業所の減は電気)

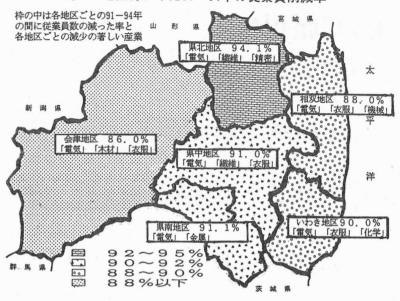


図2 地区毎にみた91~94年の従業員削減率

へと、地域の製造業労働者の半分が職を失っていることになる。2番目に減少率の高い月舘町は、もう少しさかのぼって88年と比較すると、38事業所・941人から、28事業所・469人へと半分以下の49.8%へと減少している。

県の統計からだけでは、これ以上の詳しい分析は困難であるため、地域に入って聞き取り調査も含めながら、さらに地域経済破壊の実態をつかみ、これに歯止めをかける運動を地域からも作り上げていかなければならない。

こうした地域経済破壊にたいして、県の委託を受け「空洞化対策調査」を行なった三和総合研究所は、福島県経済の今後について「県内に立地した電気機械産業の基盤を維持しつつ、あくまでも付加価値の高いモノ作り立県をめざ

す」とか「新規創業支援と新規産業の育成」「中 小企業の自立化支援・競争力の強化」などと述 べている。この中では当然のことながら大企業 の産業拠点海外移転に歯止めをかけるとか、下 請けへの発注条件切り下げをやめさせるなどの 方向は全く出されてこない。しかしこの大企業 の横暴規制を抜きにした方向を述べても「地域 経済崩壊」に歯止めがかからないことも明らか である。

福島県労連としては、この地域経済破壊の実態を広く県民に明らかにしながら、全労連の提起している「解雇規制署名」や自治体決議などの運動で、地域経済活性化の方向をさぐっていきたい。

(福島県労連事務局長)

政府の"雇用無策"へ高まる不安と怒り ~深刻化する阪神大震災の大量失業~

草島 和幸

未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震 災から1年目になろうとしている。被災地では 被災直後に街中に溢れていた落下した高架道・ 崩れたビル・倒壊した家屋などが片づけられて いるが、鉄道の高架からみる通り再建されない ままの空き地や依然として青いビニールシート で屋根をおおった家屋が広がっている。兵庫県 が8月現在の住民票による調査結果をまとめた ところによれば県下で約12万人、神戸市だけで 6万人が他府県に移転したと報告している。人 間が住めない街が震災からの復興でなく、まし てや被災地域350万人余の住民生活再建にほど 遠いことはいうまでもない。

その一方ではすでに日本列島の東西を結ぶ交通網は大規模に倒壊した高速道路一本を残してほぼ復旧したし、港湾も輸出入に必要な大型コンテナヤードを中心に大半の機能が再開している。いうまでもなく大企業中心の日本経済の動脈・外国貿易の拠点が最重点にされ住民本位の復興とは無縁の結果をしめすものである。

ここで報告する阪神大震災にともなう雇用問題はこうした大企業優先の震災復興を政府の雇用政策が加担・加速したことへの告発であり、 全労連・兵庫労連を先頭にした被災地の労働者と勤労国民の反撃が開始されようとしていることである。

"復興への参加"が雇用政策の基本

労働総研も協力して去る5月18日に全労連・ 兵庫労連が発表した雇用政策は「復興への参加 で阪神・淡路大震災による失業・雇用不安を打 開する緊急提案」とされている。

震災直後から予想された大量失業・雇用不安に対する政府の対策には失業給付期間の一律60日延長・雇用調整給付金の適用拡大など当然の緊急対策とともに早くも広域的な就労促進が重点にされていた。兵庫県下の各職安には大阪・東京ばかりか北海道・九州などからの求人が集中して異常に高い求人倍率を意図的につくりだし、こうした広域求職者には各種の手厚い助成策がともなっていたのはいうまでもない。

つまり政府の震災にともなう雇用失業対策は 当初から生活費では若干の手当はするが地元で の雇用・就業確保ははじめから放棄していたわ けである。もっとも復興関連の公共事業への40 %の失業者吸収率が鳴り物入りで宣伝されたが この制度の内容にうといマスコミ対策であった ことは明らかだ。大量の資金投入にもかかわら ずこの対策の効果がなかったことは9月までわ ずか18人しか就労していなかったことで証明さ れている。この事実は今後にも拡大するであろ う復興事業においても同様である。念の為その 仕組みを説明すると、吸収率が設定されるのは 公共事業施行における、①無技能労働者であり、

労働総研クォータリーNo.21 (96年冬季号)

表 1 職業転換給付金関係支給実績

(単価:千円)

_				_										, ,	1
	職業	転換	給行	1金名	7	昭和41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年
就	職	指	導	手	当	386,436	505,214	86,056	40,996	43,041	38,521	131,306	156,593	235,630	788,603
就	職	促	進	手	当	50,767	110,878	127,662	163,026	296,543	612,744	1,526,424	2,474,136	3,587,582	5,887,050
職	業転	云換牛	寺別	給作	金	35,946	106,317	94,728	153,557	425,238	525,461	586,147	711,337	816,164	752,272
職	業転	換訓	練習	補具	力金	1,354,512	1,814,205	1,980,224	2,162,912	2,995,474	2,365,977	2,602,869	2,928,581	3,929,030	4,447,187

職業転換給付金名	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
就職指導手当	1,266,114	1,125,689	856,303	846,041	911,400	189,104	- 12	- ,		-
就職促進手当	6,814,697	8,018,047	7,401,351	10,234,040	8,732,729	4,575,404	3,452,597	4,075,166	4,724,801	4,272,382
職業転換特別給付金	985,675	1,301,186	1,503,690	1,560,928	1,959,653	1,678,853	645,842	216,712	202,170	201,337
職業転換訓練費補助金	5,770,693	6,535,242	7,924,624	8,849,477	9,315,145	9,722,827	9,896,448	5,098,387	4,933,537	4,966,893

職業転換給付金名	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
就 職 促 進 手 当	3,657,513	4,861,230	6,924,344	2,446,668	1,096,412	912,697	890,298	881,355	746,653
職業転換特別給付金	220,105	265,274	317,352	183,072	111,493	107,817	108,161	125,261	104,872
職業転換訓練費負担金	4,257,055	4,293,559	3,846,121	3,592,614	3,616,513	3,318,112	3,305,133	3,253,968	3,283,660

注) 職業転換訓練費補助金は、昭和61年度から職業転換訓練費負担金となり、現在の職業転換訓練費補助金とは異なる。

なおかつ、②建設会社の手持ち労働者を除いた 残りの40%というのである。無技能労働とは30 年前なら一般的であったツルハシ・スコップ、 せいぜいネコ車でのセメントや資材の運搬作業 であり、今日でも部分的にありえても建設工事 の機械化と作業の専門化がすすんでいるもとで 雇用・就業対策とは到底なりえないことは政府 も充分承知のうえでの国民を愚弄する宣伝なの である。

しかし政府の雇用対策としての公共事業における雇用と就業確保の効果を否定したり軽視することはできないだろう。なぜならば震災が各種の構造物や工場・事務所・大量の住宅を大規模に破壊したからであり被災地におけるその復旧は緊急であり大規模な事業量にともなう労働力の確保が不可欠だからである。われわれがいう"復興への参加"はこうした事業への被災住民の雇用と就業が大きな部分を占めるのである。広域拡散優先の政府の政策を決定的にしめしたのは震災直後の通常国会への緊急失業対策法(失対法)廃止法案の提出と"オール与党"による可決であり、地元での雇用就業確保の有力

な手立てを放棄する宣言となる。

失対法には失業者に就業の機会を提供する目的で自治体が計画する相当に広範囲な種類の事業に対して3分の2の国庫負担がおこなわれることとされていた。復旧事業とともに大量の被災者への各種の支援とサービスがボランテアだけに依存できないことは明白であり政府と自治体の行政が責任を持つべきであることは明らかである。まさに戦後に経験したことのない緊急事態において残された有効な法律を活用するのではなく公然と潰した政府とオール与党の責任は重大である。

しかし、"復興への参加"をめざすわれわれの 雇用政策はこうした政府の反国民的な政治は折 り込み済みでもあり、戦後の労働者・労働組合 運動が勝取った成果でもある残された現行法制 の積極的活用を提起した。それは1966年に制定 された雇用対策法(雇対法)であり、とりわけ 第13条における「職業転換給付金」の活用であ る。この制度は70年代後半から80年代前半にか けて大規模に活用されたことは表1にみる通り である。

国際・国内動向

表 2 雇用保険業務取扱状況

0	受給者実人員 兵庫県労働部雇用保険課資料よ												
項	目	平成7年1月前年同月	前年 対比 (%)	平成7年2月 前年同月		平成7年3月 前年同月	前年 対比 (%)	平成7年4月 前年同月		平成7年5月 前年同月		平成7年6月 前年同月	前年 対比 (%)
	災地職安		94.4	30,212 23,749	127.2	41,845 23,766	176.1	46,967 23,461	200.2	47,020 24,346	193.1	43,824 26,114	167.8
1	の他の	1	110.9	13,653 11,888	114.8	14,471 11,987	120.7	14,506 12,082	120.1	15,450 12,625	122.4	15,767 13,460	117.1
合	計	35,179 35,210	99.9	43,865 35,637	123.1	56,316 35,753	157.5	61,473 35,543	173.0	62,470 36,971	169.0	59,591 39,574	150.6

- ※ その他の安定所は、激甚災害指定地域以外の安定所の取扱数である。
- ※ 前年比は、平成6年度取扱数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した。

表 3 阪神・淡路大震災に係る 雇用調整助成金実施計画届受理状況

(被災地安定所分) 実施計画事業所数 延日数 対象人員 1月23日 2,234件 919.427人日 84.323人 ~2月末日分 3月分 1.493件 510.161人日 49.519人 47,657人 495,410人日 4月分 1,475件 5月分 1.462件 402.174人日 46,812人 43,959人 6月分 1.429件 31,025人 7月分 1,251件 25.826人 8月分 1,224件

雇対法で重視すべきは、いま政府が雇用失業対策のほとんどすべてを国庫負担がゼロか極くわずかの雇用保険財源に依存しているのに対して、ここでは全額一般会計財源の対策とされていることである。しかもその対象は雇用労働者だけでなく自営業者・農漁民・専業主婦・就職浪人など安定した雇用と就業を求めるすべての人たちである。特別の延長期間を超える雇用保険失業給付が終了する労働者の無収入失業者化、はじめから失業給付の対象とされなかった自営業者、超氷河期どころか超超氷河期である阪神地域の新卒未就職者なども日額5000円程度の低額ではあるが就職促進手当が支給され、無料の職業訓練が受けられることが定められている。

こうした現行法の活用については政府はさま ざまの口実で拒否しようとしているが、それを 乗越える深刻な事態に直面する人たちの運動が 始まろうとしている。それは少女暴行事件への 沖縄県民の怒りが国民的な支持と共感のもとで 日米安保条約の根幹をゆるがすまでに広がった ことと同様であり、国民生活をないがしろにす る政府の財政経済政策の転換を迫るものである。

阪神地域の雇用失業の実態

政府が阪神大震災にともなう"失業"につい て公式に発表したのは4月末であり、3月31日 までの「新規被災求職数」は兵庫県・2万7576 人、他の都道府県・4558人、合計 3 万2134人と いうものである。この数字は全国の職安への求 職申込者の累計数であり実際の失業者の一部に すぎないのであり、深刻な現実を過小に見せか ける意図的な世論操作である。すでに震災直後 の2月には民間調査機関が11~13万人と推計し てきたし、6月にはさくら銀行総研は30万人と 推計している。あまりにも大きなこうした数字 の相違は震災前後に雇用労働者であった人達の うち職安に求職申込をした (その大半は雇用保 険給付申請者)数字に限定するか、自営業者や パートタイマー・就職浪人など雇用と就業が失 われたすべての失業者をとらえるかによって生 じるものである。こうした事態は政府の雇用失 業対策の視点は深刻な現実を故意に欠落させて いるというべきである。

われわれは失業の実態について最小限のデーターによっても約10万人であり、その他も加えるなら2倍以上だと考える。その理由は表2・

労働総研クオータリーNo.21 (96年冬季号)

表3の通り6月末現在の雇用保険受給者実人員約6万人、雇用調整助成金対象者が約4万4000人いることから推計できるのである(この数字が再就職の意志に欠けるものとか、雇用が継続しているものを含むなど厳密でないとの批判は十分承知である)。しかし阪神地域全般の労働市場における労働力需要が大規模に陥没した現実を直視するとき表面化した行政上の数値にこだわるべきではないと考えるべく、こうした視点からの雇用政策が必要なのである。

全労連・兵庫労連が3月1日から神戸に設置した「被災労働者の労働相談センター」にはすでに1000人以上の電話相談が寄せられている。最近の相談内容の特徴は新たな失業者やそれにともなう賃金・退職金未払いなどが増加していることである。地震による直接の被害から長期化する不況に加えて阪神地域全般の経済活動の停滞とともに大規模な失業や収入の低下による営業困難が広がっているためだと考えられる。この地域の雇用失業は震災による一次的な被害から二次的な被害へと広がっていることを示しているといえよう。一次的失業を不可避の自然現象が直接の原因とすれば二次的失業はまぎれもなく政治の貧困、とりわけ政府の"雇用無策"による人為的被害の拡大にほかならない。

相談活動の最近の一つの具体例を紹介しよう。 親を連れて相談所を訪れた30代の青年は、震災 前までは千葉県で働いていたが洋菓子づくりの 親の商売が心配で神戸に戻り再建しようと努力 したがどうにも目途がたたず転職の決意をかた め再起を期すことにした。職安に通って職業紹 介を受けたが最初は尼崎、次は大阪、その次は とうとう東京に行けといわれたという。地元で の営業再開の夢が無残に打ち壊されるだけでな く老いた父親を連れての東京行きなどとても無 理だがどうしたらよいか、というのがその内容 だった。地元での営業再開こそが"復興への参加"であり、そのために頑張ろうと懸命に努力 しようとする人達を見捨てることが許されてよいのだろうか。

10月末から全労連と兵庫労連は被災地全域に 40万枚のビラの全戸配付を開始したが、そのな かでの「私たちの緊急要求」は次の4点である。 ①被災労働者、自営業者と家族に仕事を、②求 職者の希望に対応できる職業訓練の拡充を、③ 失業給付が切れた人、仕事がない人に雇用対策 法等の積極的活用を、④全額国庫負担の「震災 失業手当」の新設を、などである。

先に紹介した洋菓子づくり親子と同様に震災からの復興に歯を喰いしばって頑張ってきた零細自営業者はこれまでも雇用保険給付もなく生活危機は労働者以上に急迫しており深刻である。同じ失業に苦しむ労働者と業者の共同の要求にもとづく共同行動がはじまろうとしている。

阪神の雇用失業問題は政治の最悪の縮図

大企業の業績は回復の兆しが著しいもとでありながらさらに大規模な人減らしリストラ「合理化」が強行されようとしている。大量失業と雇用の深刻化の元凶がこうした大企業の反社会的行為であることは明らかであり、財政金融政策や規制緩和でそれを推進・助長するオール与党の政治の責任が厳しく問われなければならない。

10月14日、神戸で「災害・人間・復興」全国 交流集会がもたれた。500人の予定を大幅に超え る900人の参加で会場から溢れて廊下・ロビーも 人で埋まった。ここでは1月17日をメモリアル デーとして大規模な行動を展開することが確認 された。阪神大震災がここで見てきた "雇用無 策"の実態ばかりではなく人間のいのちと生活 を踏みにじる大企業の利益本位の日本の政治が 国際・国内動向

もたらした縮図であり、住民本位の復興はその 流れを転換するすべての労働者と国民の共通の

課題なのである。

(労働総研理事)

〒162 東京都新宿区矢来町123 ☎03・3235・5941 FAX03・3235・5933

説と資料

権

第11部・第11部 資料編 全国自治体の行革提言ほか

分権・リストラ シリーズ

資料と解説 自治体リストラ 自治体問題研究所 A5判 2000円(〒34) 自治体問題研究所編 A5判 1500円(〒別) 遠藤宏一・加茂利男著 検 証 1700円(〒30 四六判

点数評価地獄

第Ⅰ部 自治体問題研究所編 シンポ ·沢辰男·二宮厚美監修 解説編

自治体の仕事・職場、住民生活はどうなる?化・規制緩和と一体となって進むのか?「自治体リストラ」とは何か?」なぜ分権 二宮厚美・篠崎次男・島田修一自治体リストラの現段階 「公立と民間のコスト比較」論をきる 関うか 福田行夫 「行革」を担う職員づくり』といかに 小沢辰男 2000円(下級) A5判 30ページ ストラの 戦 略・手法と展 開 を読 む

新刊



労働総研クォータリーNo.21(96年冬季号) 猿田正機著

『トヨタシステムと労務管理』

平沼 高

猿田正機教授の労作『トヨタシステムと労務 管理』(税務経理協会刊)は、「企業城下町」に 君臨するトヨタ自動車会社の労務管理に関連す る膨大な事実を丹念に調べてあげ、そのことに よって、本書はトヨタを中心に展開する「企業 社会」の管理・統制の仕組みを明らかにしてい るのみならず、トヨタ支配地域における公教育、 自治体行政へのトヨタ的労務管理の浸透といっ た問題をも全面的に解明している。

重厚な本書の構成を以下に示す。

第1部 トヨタシステムと労務管理

第1章 トヨタという企業

第2章 トヨタシステムと労務管理

第2部 トヨタの労務管理

第3章 雇用管理

第4章 労働時間管理

第5章 賃金管理

第6章 小集団管理

第7章 自動車産業の教育・訓練管理

第8章 人間関係諸活動

第9章 企業福利·厚生=企業福祉

第10章 労働組合対策=労使関係管理

第11章 仕事意識の変化と労務管理

第12章 女性労働者の人事管理

第13章 労働過程の変化と労働および生活の質

第3部 トヨタ的労務管理の関連下請企業への 拡大

第14章 下請企業の労務管理

第15章 賃金・労働条件の格差構造 第4部 トヨタ的労務管理の地域への拡大 第16章 地域社会に浸透する「管理教育」 第17章 「管理教育」を支える教員管理 第18章 自治体職場へのトヨタ的労務管理

の導入 第5部 変貌するトヨタの労務管理

第19章 トヨタの海外・地方進出

第20章 「国際化」と労務管理

第21章 リストラ「合理化」と労務管理

第22章 トヨタシステムの「革新」と労務 管理

以上のように、本書は第1部第1章から第5部第22章に及ぶ構成をとっており、しかも、本書は511頁にも及ぶ大作である。紙数上の制約がある書評では、筆者に本書の全容を紹介することは不可能である。そこで、第2章「トヨタシステムと労務管理」を中心にして、また、筆者の興味・関心をひいた第7章「自動車産業の教育・訓練管理」をも加えて、簡単に本書の特徴とその意義について考えてみたい。

第2章「トヨタシステムと労務管理」では、トヨタシステムとの関連においてトヨタの労務管理の全体構造が明らかにされている。猿田教授は、まず初めに、「トヨタシステムと労働者を結び付けているのが、労務管理である」ととらえ、しかも、「トヨタの場合には、西三河に工場、下請企業を集中立地し、『企業城下町』を形成している。トヨタの地域支配は自治体や公教育を

書 評-

もトヨタのために動員することを可能としている」と指摘している。

次に、猿田教授は大野耐一氏の著書『トヨタ生産方式』を踏まえつつ、「トヨタ生産方式」の二つの柱が「JIT(ジャスト・イン・タイム)」と「自動化」であるととらえ、トヨタの労務管理の特徴をその「柔軟性」にあるととらえている。猿田教授はトヨタの「柔軟化」政策に触れて、「雇用、労働時間、賃金のみならず人間関係や投票行動までもが自由に操作しうる。何時いかなる時にも生産に対応しうる生活の強制である。」「柔軟化」は「労働者から見ると生産の硬直化を意味している」という。

第3に、第2節「トヨタの労務管理の構造・体系」では、猿田教授は、労務管理の構造を人事管理 (personnel relations) と労働組合対策 (Indusutrial Relations)とに分類して、この分類を基にして「トヨタの労務管理」と「トヨタの人事管理」とからなる「トヨタ的労務管理の全貌」をとらえようと試みている。

第4に、猿田教授は「トヨタ生産方式と労務管理」との関係を見る時のポイントを、「品質管理と労務管理との関連」「納期の厳守」「コストの削減」「多能工化」「トヨタ流の『人間性尊重』」の5点に理解している。

第5に、第3節「トヨタ的労務管理と地域社会=企業社会」では、猿田教授は「『トヨタシステム』は生産システムとして独自に存在しているわけではない」として、「現実に『トヨタシステム』を担っているのは、トヨタや関連企業で働く労働者である。さらには部品などの生産・搬送を担う地域社会によってシステムは支えられている」と指摘し、トヨタの高蓄積を支える条件として、地域社会との関連性を無視してはならないと警告している。

第7章「自動車産業の教育・訓練管理」では、

トヨタの企業内教育・訓練の全体構造が事実に 則して解明されている。日本の民間大企業がも つ最大の特徴は、企業内教育・訓練の「充実」「徹 底」である。猿田教授は、本書で「今までほと んど明らかにされていないトヨタの集合教育に 焦点を当ててみる」と指摘しておられるが、そ のような言葉通り、本章は、トヨタ企業内教育・ 訓練とりわけ「職場教育」、「自主管理」となら んで重要な「集合教育」を全面的に解明してい る、といっても過言でない。

猿田教授は、日本の企業内教育・訓練が排他 的な『経営権』の一環として遂行されてきたこ とを指摘したうえで、第1に、第1節「トヨタ の企業内教育体系」で、労務管理の一環として 機能する企業内教育・訓練は「トヨタの高蓄積 を支えてきた主要な要因」であり、その体系は 「『職場教育』を中心とし、これを『フォーマル 教育』と『インフォーマル活動』が側面から支 えることによって成り立っている」と指摘して いる。そして、「職場教育」にはOITとOFF・IT とがあり、前者が基本であること、「フォーマル 教育」には、階層別教育と職能別教育とがある こと、「インフォーマル活動」とは従来「人間関 係諸活動」といわれてきたものであること、そ れは、①社内団体諸活動、②PT運動、③明るい 寮作り運動、④トヨタクラブ活動からなってい ると指摘している。

第2に、猿田教授は、トヨタの人事管理の中心は『能力開発主義』であるととらえ、トヨタは①「自主技術開発の強化」②「管理・監督者の決断力・統率力の一層の向上」③「若年層を対象とした健全を企業人づくり」を能力開発面で重視していると指摘している。

しかも、この能力開発の基本は「豊田左吉の 遺訓を集めた豊田綱領」の精神であり、その一 節は「研究と創造に心を致し、常に時流に先ん

労働総研クォータリーNo.21 (96年冬季号)

ずべし」であることを紹介している。ちなみに、「豊田綱領」は「上下一致」の労使協調、産業報国の愛国思想のみならず、神仏尊嵩、温情友愛、質実剛健など道徳的な徳目をうたったものであり、いずれも思想教化 (indoctrination) を狙ったものである。

第3に、猿田教授はこの「研究と創造」という伝統精神がトヨタ能力開発の基本的狙いであると指摘し、それは①「考える人間」②「根性と実行力のある人間」③「企業人意識の醸成」の3つにまとめられるとしている。訓練受講者に「道ゆく人に頭をさげ、断られても炎天下で1日アンケートをお願い」されるのも、②「根性と実行力のある人間」を育成するための教育の一環であるという。

本章は更に、「技能員教育」で「一般技能教育」 「管理・監督者教育」「高齢者教育」を、更に「事 務・技術員教育」「管理者教育」「女子社員教育」 等について詳細な分析を行っているが、紙数の 限界で、これ以上詳述できない。

最後に、本書のもつ意義に触れよう。第1に、 本書がトヨタの労務管理に関する膨大な事実を 丹念に調べてあげていることである。トヨタの 城下町に住み、地域社会での運動に支えられな がら研究してこられた猿田教授だからこそ、果 たすことができた貴重な業績である。第2に、 詳細・膨大な事実を収集していることもさるこ とながら、それらの事実を理論的に体系立てて 分析・検討しているということである。一人の 研究者がトヨタの労務管理に立ち向かい、これ だけ体系的に研究したものは他に類例を見ない。

の管理・統制の仕組みを明らかにし、しかも、 公教育、自治体行政へのトヨタシステムの導入・ 浸透といった問題にも分析の目を向けている。 「本書を読まずしてトヨタは語れない」と言っ ても決して過大評価ではない。本書は本格的な トヨタ研究の金字塔であり、トヨタの労務管理、 トヨタの労使関係、トヨタ式管理教育、悪名高 い愛知県下の管理教育、能力主義教育、臨調行 革下の自治体職場の動向を研究する研究者、運 動家にとっての必読の書である。

本書は、トヨタを中心に展開する「企業社会」

(税務経理協会、1995年7月刊) (会員・明治大学教授)

岩田正美著

『戦後社会福祉の展開と 大都市最底辺』

庄谷 怜子

10月18日の朝、大阪難波の繁華街で毛布にくるまり台車の上で寝ていた63歳の藤本さんが、若者2人に道頓堀川に投げ込まれて間もなく水死した。藤本さんは飲食店などから夜間に出される段ボールを朝まで8時間近くかけて集めて、

回収業者に納める。引き取り相場はキロ6円程 度で1日集めても数百円にしかならない。大阪 の釜が崎でも野宿を余儀なくされる不安定就労 の高齢労働者が増加している。

本書にいう「不定住的貧困」はこのような極 貧状態の人々を中心とするが、何故このような 人達が生活保護も受けられず、ホームレス化し て、しかも大量に放置されているのかを、また 何故今日、「貧困研究」が「貧困グループ」とと もに「周辺化」されているかについて、この書 は正面からとりあげ、実証的な研究によって構 造的、総体的に明らかにしている重要な研究成 果である。第2にこの研究は、貧困研究にとど まらず、「非貨幣的ニーズ」の重視、(貧困を要件としない)「普遍主義」の強調という1955年以降の社会福祉政策と研究の動向を、関連づけて説明する方法と理論枠組みをもつことによって、その意味を問うものとして評価される。

本書の構成は、序章で課題の設定、第1部で 戦後の「不定住的貧困」への社会福祉の対応に ついての歴史的分析、第2部で更生施設A荘の 利用者記録の分析による「不定住的貧困」の形 成過程の検討と補論の貧困研究史からなる。

ここでいくつか具体的に本書の主張と特徴を 述べたい。

1. 戦後社会福祉は国際的にもわが国においても、「救貧法からの離脱」を狙いとしていた。中心にあった生活保護法は、無差別平等の一般扶助主義を原則とするという点であきらかに普遍主義的立場に立っていた。この時期を、本書はわが国における社会事業近代化への第一次改革と位置づけている。

これに対して、高度成長期の後半に入ると、「非貨幣的ニーズ」の重要性がクローズアップされ、生活保護法のような「救貧的選別主義」からの「離脱」を主張して、福祉サービスはそれを必要とする全ての人に供給されるべきものとして、社会福祉の新しい在り方が問われることになった。政策と理論の動向は「選別主義から普遍主義へ」の転換を求めることにあった。この動向を著者は「近代化」への第二次改革とみなし、その特徴は、①福祉サービスの普遍主義的供給原則、②最低保障ではなく最適保障、③身近な地域での居宅処遇原則にあるとしている。

2. 著書は、戦後10年を経て、第2段階の理論・政策動向が貧困の「量的な問題は解決された」という前提にたっていること、社会問題化した生活ニードを、原点である貧困問題と切り

離して、福祉サービスとの関係でのみとらえて、 機能主義的に整理する傾向が強く、ニーズの違い=福祉の方法・制度・原理の違いであるかの ように矮小化していることを批判するとともに、 「普遍主義」「最適サービス」などのこの原理 は、一定の問題の排除やその解決の抑制と表裏 一体のものとして形成されてきたことを鋭く指 摘している。

3. 救貧法の抑圧的原理からの離脱を課せら れていた近代的公的扶助法が、第二次改革によ って中心的使命は終ったとされたことについて、 著者は、その原因を検討するに当って、公的扶 助が救貧法からの離脱を使命とするとともに、 資本主義の私生活原理を堅持するという課題を 同時に背負っていたことを重視する。すなわち 私生活の自治=自由の原理と、生活の自助原則 はきびしい矛盾・緊張関係にある。とりわけ生 活保護法の補足性の原理、すなわち保護の要否 判定にかかわる「要件」の解釈・運用は、稼働 能力ある「不定住的貧困」には生活の自助原則 との抵触をできるだけ避けることを要請される ため、きびしく劣等処遇的になる危険を常には らんでいる。しかし、そのことは救貧法体制か らの離脱という近代社会福祉の理念と抵触する ことでもある。その矛盾がもっとも象徴的にあ らわれるのが、稼働能力ある「不定住的貧困」 問題であると著者は考えている。ここで著者の いう「不定住的貧困」とは、①「貧困」の一形 態であり、極貧である。②一般的労働者の私的 自立生活の解体という「質」の変化をともなう。 ③社会からの孤立、社会への「帰属性」の喪失 を特徴とする。

4. 著者は、権利性の問題と密接に関係のある「貧困の量」の問題を、意図的に忘れようとする政策と理論の動向に対してを異義申立てし、資料的制約にもめげず、統計による「不定住的

労働総研クオータリーNo.21 (96年冬季号)

貧困」の推計を行っている。さらに「不定住的 貧困」の形成過程を、①前史として戦前期の東 京における「不定居的細民」・「ルンペン」に対 する社会事業史、②戦後社会福祉と「不定住的 貧困」対策の変化を通して、③東京における施 設入所者の全事例を綿密に分析することによっ て明らかにしている。それはあたかも「資本主 義の構造的必然」を思い起こさずにおれないリ アルな姿で表現されたものである。

5. ここで著者は、1955~60年の貧困は、量的には減少し、質的にも高度成長に取り残された層として変質してはいるが、決してなくならず、ボーダーライン層の問題としても根深く残存していることに注目する。戦後的大衆的貧困が解決したかにみえたその後に「不定住的貧困」=「慣習的居住や職業をもたない」状況にある貧困が形成されていることを実証的に検証する。

6. つぎに「普遍主義」の導入が国民一般を 対象としたことによって「対象論」が消失し、 生活ニードの違いだけが援助の要件とされる傾 向にあること、それにもかかわらず現実の政策 運用の中では、「対象」を厳しく選別する基準が 働いていることを著者は指摘している。この対 象選別の基準がマルュアル化して、「不定住的貧 困」排除の論拠となりがちであることは、今日 の公的扶助にとって重要問題である。

この対象者分類の基軸の①として、著者は「国籍と社会への帰属証明」が戦後社会福祉の一般的フレームワークとなり、前提条件となっていること、それによって対象者をきりとり、ときには外国人や「住居不定」者を排除する原則として働いていること。また対象者分類の基軸の②は、救貧法でも用いられた「労働能力の有無」であり、自助の前提としての労働能力を残した貧困者の救済には、劣等処遇原則が適用される。

それはまた同時に社会福祉の費用を社会が負担 する場合の妥当性にもかかわると指摘している。 基軸③は家族の有無である。

紙面の都合で論点の特徴をあげるにとどまるが、本書のテーマを象徴的に担う「不定住的貧困」の歴史的形成過程と更生施設A荘利用者の綿密な事例分析こそ、この研究の論拠となっていることを強調しておきたい。

さらに若干の私見を述べるならば、90年代の今日に至る新しい貧困の顕在化を目の当たりにして、私としては近代化の2区分の「次」を求めたい。「不定住的貧困」が、貧困の量的減少の後、根強く社会の底辺に残存し再生産されるだけでなく、オイルショック以降、1980年代の世界的な不況と失業の増大の中で、わが国では、保護の要件規定が裁量の幅をもっとも厳しく狭く運用されるようになっていることは本書でも指摘されている通りである。その過程で、政策的に「不定住的貧困」がつくられていく時期にはいっていることを、「普遍主義」による「選別化」の段階として第3段階の区分をしてもよいのではないかと思える。

さらに今後にむけて、定住を基盤とした社会への「組み込み」の論拠と手だてへの要因分析を展開されることを期待したい。

(ミネルヴァ書房、1995年8月刊) (大阪府立大学教授) 書評

木元進一郎監修
労働運動総合研究所編

『動揺する 「日本的労使関係」』

平尾武久

はじめに

この書物は、労働運動総合研究所「日本的労使関係研究プロジェクト」による共同研究の所産としての7篇の研究論文から成っている。木元氏が記した「あとがき」によれば、政府・財界の「21世紀戦略」の一環としていっそう効率的・弾力的・協調的労資関係の構築へと向かいつある「日本的労使関係」のありようを実態的に解明し、あわせて「人間らしく働くこと」を可能にする労資関係への転換の道すじを探るという問題意識を共通にしたこのプロジェクトは、20数回におよぶ研究会での討議をふまえた研究成果として本書を世に問うたのである。まず、7篇の研究論文のタイトルと執筆者を示しておこう。

- 第1章「ここまできた『日本的労使関係』」(高 橋洸)
- 第2章「日本的生産システムの変容と『日本 的労使関係』」(青山茂樹)
- 第3章「日本的雇用システムの変容と実態」 (長谷川廣)
- 第4章「公共部門の『労使関係』の現局面」 (伊藤良文)
- 第5章「転機に立つ『日本的労使関係』と中 小企業」(吉田敬一)
- 第6章「新・日本的経営戦略と女子労働者」 (川口和子)

第7章「雇用・労働条件破壊と『日本的労使 関係』」(牧野富夫)

1

このような構成の本書は、序章ともいうべき 第1章執筆の高橋氏によれば、「かの『三種の神 器』説の狭い限界を強く意識して、『日本的労使 関係』のトータルにしてグローバルな解明をめ ざし」、この観点から、「独占的大企業の蓄積戦 略の展開とその矛盾にかかわらしめて、労資関 係変貌のすじ路をとらえようとしたものであ る。」(8ページ)

行論では、90年代不況と異常円高のもとで民 活・「規制緩和」路線にそって構造転換をめざす 日本の先進国戦略の展開によるいわゆる「悪魔 のサイクル」回転劇の激化と国内の矛盾的構造 の深まりが指摘され、そのうえで労資一体化の 機構に転化した「日本的労使関係」の機能変化 を前提に、ハイテク化・多国籍化にむけたリス トラの推進と「日本的生産システム」の効率性 を内包したフレキシビリティの追求とが分析さ れる。そこから「いまや『日本的労使関係』そ れ自体が、現代日本の社会をつらぬいている競 争システムと重層的な格差構造の象徴として、 その一環となっていること」、「労資関係総体の 対抗・矛盾が、大企業の利潤源泉、蓄積基盤と して不可欠な構成部分となっている重層化した 周辺部に、さまざまなかたちをとって発現せざ るを得ない」との結論が導かれる。(35ページ) そして、高橋氏が示したこの視角から、6篇 の研究論文は、動揺する「日本的労使関係」の 実像を把握すべく階層別、問題別に密度の濃い 議論を展開している。そこで、限られた紙幅で はあるが、以下、各章の特徴を簡潔に要約する なかで浮かびあがっているいくつかの論点につ いて、評者なりの感想を記すことにしたい。

労働総研クオータリーNo.21 (96年冬季号)

第2章で、青山氏は、90年代バブル崩壊後の トヨタ自動車の生産現場の実態に即して、効率 至上主義を貫くJIT生産システムの矛盾の集中 的発現形態である構造的な「人手不足」問題が 深刻化していること、しかも、その事情が「人 に優しい」生産ラインづくりというトヨタ元町 工場や九州宮田工場の「工場改革」をもたらし たことに着目する。この「工場改革」は、①完 結工程化による「働く人への動機づけ」、②「だ れでも働ける工程づくり」、③「働く意欲につな がる自動化」、④「働きやすい環境づくり」の名 による「小人化」と改善活動のさらなる推進と して具体化したという。こういう「工場改革」 は、氏にあっては、「労働者の『動機づけ』を強 めることによる作業効率の向上、品質の確保に ある」(59ページ)と理解される。

この「工場改革」が「トヨタ生産システムを 根本から変えるものではなく、むしろそれを今 日の経営環境に巧妙に適合させつつ一層強化し ている面もみられる」(61ページ)とする青山氏 の指摘が、「日本の仕事方式」を肯定的に評価す る議論に対する批判的視点をあらためて提起し たものであることは疑いない。その上、日本的 な「労働者間の激しい能力主義的競争」の組織 化が欧米企業では困難であるがゆえに、日本的 生産システムの国際展開もその限界に逢着し、 「各国の労資関係の『風土』のなかで『変容』 されざるをえない」(72ページ)という分析は説

されざるをえない」(72ページ)という分析は説得的である。しかし、「労働の量(労働時間)と質(労働密度)についての労働者や労働者集団の規制という方向はまったくみられない」(60ページ)のはなぜか、日本の「労働者の企業への深い統合・支配および労働者間競争の組織化」

(67ページ)の吟味をつうじて労働者の合意調達の過程が生み出す問題点をクリアにして欲しかったと思うのである。

第3章では、「日本的労使関係」を支える大企 業の雇用システムの実態と変化の方向が検討の 対象とされる。長谷川氏の分析は堅実かつ明快 である。企業意識と低賃金構造の温床たる新規 学卒定期一括採用、「労使関係の安定」に奉仕す る終身雇用、「タテの人的・集団秩序」の形成と いう年功制をその構成要素とする日本的雇用シ ステムの急激な変革は、雇用の流動化・重層化、 能力主義・加点主義人事の強化、労使一体化と結 びついた「アメリカ的『合理化』方式への転換」 (83ページ) として捉えられる。そして、氏は、 中高年ホワイトカラーと管理職の削減、フロー 型労働者の主戦力化、賃金管理の能力主義化、 企業グループ労協・労連の形成による「労使合 意」の新たな仕組みづくりなどをその実態面で の今日的特徴と位置つげたうえで、その民主的 規制の社会的基盤の成熟を指摘される。(101-103ページ)

ここで、長谷川氏が日本的雇用システムの変 容を問うにあたって、新しい人事管理制度の動 向に示される諸事実がどこまで氏の掲げる「新 しい理念」としての「日本的『アメリカ化』」な る概念を支えているかは検討を要するであろう。 たしかに、「少数化」「精鋭化」「流動化」を「日 本的『アメリカ化』」という経営理念上の変化と うけとることはできよう。とはいえ、若干疑問 に思うのは、氏がいう5つの日本的雇用システ ムの新しい側面が「アメリカ化」として包摂し きれるか、という点である。例えば、フレキシ ビリティの追求による雇用管理の集約化・弾力 化や賃金・労働時間管理の能力主義化・弾力化 にみられる諸事象は、「日本的なアメリカ形態の 進行」として規定しきれない事態の展開なので はないだろうか。

2

第4章は、「行革・規制緩和」の浸透によって 悪化している公務員労働者の権利状況を明らか にしている。伊藤氏は、公共部門を除いては日 本全体の労資関係を語れないとの観点から、80 年代半ば以降における民営化・規制緩和政策に よる公共部門の「日本的経営」へのとりこみが 進むなかで、「官公労は分断されたとはいえ、圧 倒的多数の官公労働者が全労連に結集してい る」(114ページ) ことをふまえて、未確立で重 層的な「労使関係」にアプローチする。氏がこ こでとりあげている「キャリア」「ノンキャリア」 という身分的差別にねざした昇進管理を柱とす る任命権者 (=各省庁の長や自治体首長) の包 括的人事管理問題は、現実の公共部門の「労使 関係」の特質を把握するための重要な論点であ る。しかも、それが「一般公務員とキャリア層 との『対抗意識』を固定化するだけでなく、長 年行政実務に携わるエキスパートとしての自負 と自覚とをいやがおうでも高めさせ、ノンエリ ートとしての労働のあり方や、処遇の改善をめ ざすパワーの源となっている」(125ページ)と いう理解は公務労働の本質に迫るものである。 また、氏が、公務員の労働条件や処遇のあり方 にかかわって人事行政権限をもつ人事院の機能 としての民間準拠問題をとりあげている点も首 肯しうる。しかし、近年の給与勧告の低額ベア と「配分の適正化」に名を借りた能力主義の徹 底が、公共部門の「労使関係」の矛盾を深めて いるとすれば、「行革・規制緩和」路線の展開過 程における公務部門と「企業社会」との相克の 実像について踏み込んだ検討が求められるであ

第5章で、機械工業に焦点を据えて中小企業 の労資関係の新しい傾向と問題に鋭く迫る吉田 氏は、中小企業の資本合理的な編成・活用シス テムこそが日本工業の国際競争力の強さの根源 であるという観点から、中小企業の労資関係の 特質を①ユニット受注対応型「中堅企業」の労 資関係②独立型「中堅企業」の労使関係③製造 業を下支えする中小零細企業の労資関係の三つ に類型化して把握したうえで、中小企業におけ る労資関係の新しい潮流の展開過程を的確に描 き出している。ここで、氏が、転換期における 中小企業労資関係の特質を「連合」型労資関係 の動揺のうちに見いだすという見地にたって、 「中小企業の労働者は自らの雇用と生活を守る ため、企業の枠を越えて地域経済の自律的・内 発的発展のための条件・環境づくりの運動に取 り組み始め、中小企業の労資関係に新たな道筋 を切り開きつつある」(161ページ) といわれる のは正鵠を射た指摘であろう。ただ、「労資関係 のあり方に関する理論的・実践的に新しい潮流 が確実に強まり始めている」(164ページ)とい う主体形成の問題への接近に際して、中小企業 における「対等な労資関係」のありようを確定 するには今日の「企業社会」の仕組みがもつ「強 制と自発の日本的管理構造」の中小企業におけ る発現の構図を視野に収めた把握が必要なので はないかとの思いが残る。

川口氏が、21世紀戦略、新・「日本的経営戦略」下での女子労働者のありように焦点を据えて分析した第6章は、「女子労働者をさらにより広く深い連帯と、要求と運動のより緻密な再構築に向かわせる可能性を内包している」(194ページ)という視点から、今日の女子「活用」策を批判的に解明したものである。ここで、氏は、「女子活用」の特質を「能力主義による男女『平等』の一元的管理への転換」(170ページ)のうちに見いだすという観点に立って、「仕事と家庭の『調和』をキーワードとする女子労働者の『多

労働総研クオータリーNo21 (96年冬季号)

様な就業形態』の強調は、『必要な時点で必要な人数を確保』できる『雇用柔軟型グループ』、多様な不安定就業への誘導である」と明確に批判される。(178ページ)とくに、それが「女子労働者にとっては従来の可視的な性差別からより巧妙な性差別への再編であり、また男子並の労働強化にかりたてる『戦力化』推進の人事管理」(179ページ)であるという点の論証は出色である。ここで、望蜀の意を付け加えるとすれば、氏がいう「女子労働者の仕事と家庭責任の『両立支援』」問題の新たな分水嶺に直面するいま、家庭内の性別分業を前提にしつつ「ジェンダー的偏見」を暗黙のうちに与件としてきた「日本的労使関係」の議論のもつ問題性をえぐり出して欲しいと思う。

牧野氏が執筆する第7章は、「日本的労使関 係」の現局面における雇用・賃金・労働時間破 壊の実態とその日本的特徴を浮き彫りにしてい る。氏によれば、「中高年ホワイトカラーをター ゲットとした人減らし『合理化』がエスカレー ト」するだけでなく、「新卒を含む若年層にま で、新しい現象として雇用不安・失業が広がっ ている。」(204ページ)そして、この状況は、90 年代リストラにおける出向・転籍など労働力「流 動化」の急激な広がりの帰趨を示すものといっ てよい。このホワイトカラー受難の時代は、日 経連報告『新時代の「日本的経営」』(1995年 5 月)の実践によっていっそう鮮明なものとなり、 「終身雇用」の"まぼろし化"、年功制の能力主 義化・年俸制導入、裁量労働制の無原則的拡大 といった動きに拍車をかけている。こうした雇 用・労働条件の"地滑り的な劣悪化"のもとで、 日経連の人間尊重理念は色あせ、「ホワイトカラ 一労働者が客観的に果たしてきた階級闘争の "緩衝機能"も消失」し、結果として「日本的 労使関係」に大きな"ひび"が入る可能性は否

定しえない。

牧野氏のこうした把握は、リストラ・規制緩和下の「雇用・賃金システム」の実像を促えたものといえよう。だが、「日本労使関係」の矛盾と今後をめぐる議論のなかで多少気になるのは、「ホワイトカラーの大量的な分解」が「まともな労資関係形成」=民主的規制の強化に結びつく条件は何か、そして、それが労働運動の「対峙する二大勢力」(219ページ)の帰趨にどうかかわるのかということである。この点の吟味があれば、氏のいうホワイトカラーの「階級闘争の"緩衝機能"」消失の強調も説得力をもったのではないだろうか。

むすび

本書は、全体的にみて「階層別、問題別に『日 本的労使関係』の実像を追求する」という課題 をほぼ達成している。すなわち、「経営者によっ て『職場安定帯』と規定されている大企業レベ ルの『日本的労使関係』」の変貌も、また労資関 係の周辺部の問題とその変化の構図もかなりク リアに描き出されている。それだけに、本書の 分析が問いかける労働組合運動の課題は重い。 とりわけ、「競争システムと能力主義管理が生み 出す労働苦、権利侵害などを、民主主義と職場 の自由の危機とうけとめ、組合運動の原点にた ちかえって立ちあがろうとする層は決してうす くない」(35ページ)という局面にあるいま、日 本の労働組合は、あらためて職場における労働 のあり方を改革していく戦略的対応を求められ ているといえよう。

> (新日本出版社、1995年7月刊) (会員・札幌大学教授)



田沼 肇著

『私のなかの平和と人権』

著者は、この本の末尾で"1995年現在の肩書きとして"法政大学名誉教授、原水爆禁止日本協議会代表理事、日本フィルハーモニー協会常任幹事、第五福竜丸平和協会理事、東京革新懇常任世話人と記している。この本は、社会評論を中心に平和と人権に関する小論をぬきだし、

"戦争と私"、"被爆者とともに"、"ビキニ水爆 実験被災から"、"核兵器と人類の未来"、"草の 根からの平和運動"、"歴史と文化と学問と"、"病 を得て想うこと"の七つの節にまとめられてお り、それぞれに著者の現在の肩書きが投影され ている。"戦争と私"の節にはつよくうたれる。 その冒頭の"「私たちの時代」と言えること"

(1981年)のなかで、「いまの年の数え方で19の年に戦争が終わりましたから、私たちの時代には『私たちの時代』とよべるものはなかったように思うのです。」、「私たちの時代は1945年の8月15日、もしくは治安維持法が撒廃された1945年10月10日、その日から始まったと思うのです。またふたたび『私たちの時代』と言えない世代がこの国に生まれてこないようにしなければならないと思います。」と述べ、自分が平和運動に参加している基本的な理由の一つには、第二次世界大戦中の経験があり、その問題は大きな比重を占めているとのべている。「私はパーキンソン病という病気になり、体力が弱ったため、残念ながら1993年をもって法政大学を退職する。

最後の講義に、私がなぜ社会政策を学んだかを 話したい」と言ってはじまる「最後の講義メモ から」(1992年)で、著者の"現在の肩書き"の 背景を語っている。「事実を明らかにして、討論 を組み立てていく学問の方法を学んだ私は、社 会に目を向けていくことの大切さを知り、平和 とか戦争という問題もこの立場で考えるように なった。」、「社会政策の研究は、時代背景にもっ とも強く結びついている学問分野のひとつであ る。私にとって、社会政策の勉強は、生きる目 的と切り離せない仕事である。」、「社会政策を学 ぶことは、『飴と鞭』という古くからある言葉が 示唆するように権力者のごまかしを見抜く力を 身につけるのに役立つ。」、「しかしまた、社会政 策の学習と研究の発展は、社会保障や社会福祉 のような、労働者階級の枠を越えた国民一般が 関心をもつ分野にも貢献する。」などとのべなが ら、日本の労働組合運動にもふれ、社会政策研 究者として今後も努力をつづけると結んでいる。

この本には著者の少年時代からの親友で弁護士の上田誠吉氏の序文がそえられているが、それが共著ともいえる感をいだかせる。

(草の根出版会・1995年5月刊) (宇和川邁・労働総研事務局長)

愛知労働問題研究所女性労働部会編

『学生の就職実態アンケート―学生206人の調査報告―』

空前の就職難が日本の若者を襲っている。95年、求人倍率は男子1.33倍、4大女子0.45倍、短大女子0.41倍と更に深刻な数値を示した。特に女子の2人に1人が就職できない状況は、個人の努力や気の持ちようで解決できる域を越えている。

労働総研クオータリーNo.21 (96年冬季号)

「就職難に泣き寝入りしない女子学生の会」の95年の調査によれば、ある女子学生は35社の会社説明会に参加、15社で面接を受けたが、8月上旬で内定ゼロ。「採る気がないなら最初から言ってほしい」と悲痛な声をあげている。また、ある大手出版社では試験を経て男女比が5:1に。試験を隠れみのにした女性の足切りの疑いが濃厚だが立証は困難だという。面接では「下宿に男を泊めたことはあるか」など、人権侵害が横行。就職難、就職差別、人権無視の企業の体質…。「働く」ことは、これほどの理不尽に堪え忍ばねばかなわない"ぜいたく"なのだろうか?現状の問題点とその改善方向を指し示すことが、どれほどこうした現状に泣き寝入りしかかっている多くの学生を励ますかしれない。

今回紹介するこの冊子は、そうした意味でた いへん貴重である。約11の大学・短大の男女学 生206名を対象に行われたアンケート結果の報 告だが、コメントの内容が示唆的だ。例えば、 女性が第1志望の事務職に5割しか内定してい ないのは「学生と企業のニーズのミスマッチ」 でなく「事務職を低賃金のパート女性に切り替 えている企業が多い」からだとした点、資料返 却率やリクルーターとの接触回数などの男女差 を均等法指針違反と明確に指摘した点などは、 こうした差別がまかり通っているいま大きな意 義を持つ。また、男性への「転勤できるか」「仕 事終了は7時が前提でいいか」などの質問に、 転勤や残業を当然視し、女性を採らない企業の 本音があらわれているとした点や、少なくない 短大女子が結婚・出産退職を考えていることを 「意識の低さ」ではなく「女性が働き続けるこ との困難さをどの時点で認識するかの違い」と している点などは、我が意を得たりの思いだ。

「女性が就職でき、結婚・出産後も働き続けられる条件こそ、男女が真に人間らしく生きる条

件。そのためにも均等法の抜本的改正が必要」というこの報告の主張は、実態の深刻さを鑑みれば当然の結論のはずだ。しかし、その当たり前が通用しないのが日本の政府、企業、マスコミなのである。実態にもとづいた更なる運動の重要性を改めて実感している。

(愛知労働問題研究所・1995年4月刊) (坂井 希・全学連委員長)

俵 義文・石山久男著

『高校教科書検定と今日の教科書問題の焦点』

現在の小・中・高校教科書の編集と検定は、 1989年に改訂された学習指導要領と検定制度 (検定規則・基準・実施細則)によって行われ ている。これは87年の臨時教育審議会(臨教審) の最終答申に基づくもので、教育・教科書の国 家統制を一段と強めたものとなっている。

この本は、新制度による高等学校教科書の検定実態を明らかにするとともに、90年代の教科書検定の全体像と教科書裁判の現状、今日の教科書問題の重点的課題をコンパクトにまとめたものである。同じ著者による『子供たちがねらわれている一教科書はどう変えられたか』(92年1月刊)、『中学教科書はどう変えられたかー続・子供たちがねらわれている』(92年11月刊)とともに三部作をなしている。

第1部は「高校教科書の検定実態」として、 社会科教科書の検定実態をくわしく報告し、「日本のアジア侵略の事実に関する記述には……検 定意見をつけることがほとんどできなくなった」一方で、自衛隊の海外派兵など政治、経済 の問題では「政府見解を書かせる検定、指導要 領をいっそう厳格に押し付ける検定」になって いることを指摘している。また理科・英語・国

新刊紹介

語・数学などの教科書では検定不合格が異常に 多く、発行者に自己規制を強いる「見せしめ」 ではないかという。

第2部の「教科書はどのように統制されているか」では、教科書統制の手段の主なものとして発行者資格、指導要領、検定、採択、価格政策の5つをあげ、この統制構造によって教科書が「教化書」に変えられていると指摘する。とくに、いま出版労連が教科書闘争の最重点課題として提起している「教科書価格適正化要求」について説得的な論証がされているのは本書の特徴の一つとなっている。

第3部「教科書制度の改善をめざして」と題して、1965年の第1次訴訟以来30周年をむかえ

た3次にわたる家永教科書裁判と93年に筑波大 学付属高校教員の高嶋伸欣さんが提訴した横浜 教科書裁判の現状と意義を明らかにし、とくに 80年代検定を告発した家永第3次訴訟で最高裁 の勝利判決をかちとることの重要性を強調して いる。また本来、教科書作りに検定はまったく 不必要であり、現在の検定は行政手続法にも違 反していると論じている。なお、韓国の教科書 制度民主化の動きの紹介は目新しい。

第4部「資料編」の高校社会科教科書の検定 実態の一覧、教科書問題の略年表など、便利で ある。

> (学習の友社、1995年8月刊) (森下昭平・会員・出版労連顧問)

次号No.22(1996年春季号)の主な内容(予定)

・日本の最賃制とナショナルミニマム	黒川	俊雄
〔特集〕「新保守主義経済学」と日本の労働者		
・現代日本における「新保守主義経済学」の位置とその役割	小谷	崇
・「新産業雇用創出計画」批判	北野	正一
・「新保守主義経済学」と日本の労働組合運動	藤吉	信博
〔国際・国内動向〕		
・ベトナムの新しい労働法典	芹沢	寿良
・男女平等問題研究会の報告に関連して	坂本	福子
・ワーキングウイメンズネットワークの発足について	越堂	静子
(書評)		
・飯盛信男著『平成不況とサービス産業』	中原	弘二
・井上英夫他編『高齢者医療保障―日本と先進諸国』	野村	拓

(題はそれぞれ仮題)

発行予定日 1996年 3 月15日

——第17号~第20号·総目次——	
第17号(1995年冬季号)	
●日本企業のアジア進出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	士一郎
特 集●賃金抑制政策の特徴とその背景	
■賃金抑制政策の特徴とその背景小越澤	羊之助
■労働者生活と賃金金澤	誠一
■90年代不況と女性パートの賃金※桜井	絹江
■ドイツ金属産業労組と95年労働協約交渉宮前	忠夫
■スウェーデンの経済政策について―中間的報告―米田	康彦
国際•国内動向	
■ヨーロッパ労働経済学会大会に出席して加藤	佑治
■NAFTA反対と米労働運動の課題······小林	由知
■全労連「アジア・太平洋労働組合シンポジウム」について加藤	益雄
■不況下に働く女性への差別坂本	福子
一募集、採用、昇進・賃金差別等を中心に	
書 評●高橋祐吉著『労働者のライフサイクルと企業社会』藤田	実
新刊紹介●工藤晃著『90年代不況』西村直樹 ●藤岡義昭著『教職員の権利・賃金	• 労働
条件の諸問題』桑江常彦	
●総目次 (13~16号)	
第18号(1995年春季号)	
●国民経済・国民生活と1995年度予算	友好
特 集●情報通信網と労働者階級	
■情報ネットワークの発展の世界史的位置松石	勝彦
■情報ネットワークと技術・労働―マルチメディアの社会的意味野口	宏
■リストラと情報ネットワーク清山	卓郎
■情報ネットワークの発展と労働者階級栃尾	惇
国際・国内動向	
■ 一経済学者のみた最近のポーランド神代	光朗
■フルタイム労働者の均等待遇を定めたILOパートタイム中嶋 労働条約・勧告	
■NKKのリストラ「合理化」について西村	直樹
書 評●職業・生活研究会編『企業社会と人間』	
●伊藤陽一編著『女性と統計』	寛
新刊紹介●山口義行・小西一雄著『ポスト不況の日本経済』服部泰彦 ●労働経済	研究所

編『労働組合運動に生きる―石垣辰男の仕事』……石澤賢二

弗13万	(19904-9	艾子 万)	
		の21世紀戦略と経済民主主義 暖和で労働者国民の生活はどうなるか―	保雄
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	特 集	●阪神大震災から何を学ぶか	
		■阪神・淡路大震災と日本の政治経済	義治
		■復興まちづくりはいかにあるべきか塩崎	賢明
		■阪神大震災による失業・雇用の現状と課題・・・・・・・・・・・草島	和幸
		■被害者の暮らしをいかにたて直すか	右次
国際・	国内動向		
		■第4回世界女性会議に向けて大関	清子
		■ペナン消費者協会の活動に想う大木	一副
		■悪化する母性保護―全損保支部調査から北山	利夫
	書評	●森岡孝二著『企業中心社会の時間構造』 水口	洋介
	新刊紹介	●バーバラ・エーレンライク著『「中流」という階段』中本悟 ●野村正實	著『終
		身雇用』川辺平八郎 ●河相一成著『食管制度と経済民主主義』重	富健一
第20-5	子(1995年	秋季号)	
			4-34
	●規制緩	和と労働市場・・・・・・・加藤	佑治
	44 44	- Whater the Day I was the second	
	特 集	●戦後50年と日本労働運動	十二年
		■日本の社会運動50年塩田	
		■労働組合運動の50年・・・・・塚田	
		■日本の労働組合運動の現状・・・・・・大江	
		■戦後50年―労働法に問われるもの片岡	曻
国際	• 国内動向		
		■ILO世界労働報告書―「高齢労働者の諸問題」―小林	
		■イギリス女性と低賃金桜井	絹江
		■最近の過労死認定問題・・・・・佐々	木昭三
	投 稿	る●パートタイム労働と社会保障問題 相澤	与一
	書 評	『●脇田滋著『労働法の規制緩和と公正雇用保障』長井	偉訓
		●早川征一郎著『国・地方自治体の非常勤職員』伊藤	良文
	新刊紹介	↑●清山洋子著『高齢社会を考える視角』唐鎌直義 ●横田茂・永山利和編	『転換
		期の行財政システム』草島和幸 ●新婦人茨城県本部編『知らなきゃそ	
		なきゃそんそん』小島妙子 ●全商連婦人協編『全国業者婦人の実態調	查~仕
		市、721、伊库、沙田建了	

編集後記 1995年は国際婦人年から20年、均等法成立・差別撤廃条約批准から10年、そして、北京女性会議、北京女性NGOフォーラムが開催された。女性と女性労働者にとって記念すべき年であった。女性会議で採択された行動綱領は、今後の世界的な女性運動の目標となる。巻頭論文は、国際的な女性運動を研究している研究者の目で、今世紀最大、最後の世界的女性集会をとらえている。

今日の長期にわたる深刻な雇用・失業問題は、改善のきざしもみえていない。その原因はどこにあり、その特徴・性格はなにかを、今回の特集「日本資本主義の現状と労働者」でとりあげた。特集論文は、日本経済の現状と労働者の状態を、不況の一時的現象としてではなく、産業構造・雇用構造の転換として解明し、本質にせまっている。 (K.S.)

季刊 労働総研クォータリー No.21 (96年冬季号) 1996年1月1日発行

〒114 東京都北区滝野川 3 - 3 - 1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03 (5567) 2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)

年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.21 Winter Issue

Contents

* What NGO Forum on Women Beijing '95 and UN Fourth World Conference on Women Indicate Us

Setsu Itoh

Special Article: The Present Stage of Japanese Capitalism and the Working Class

* Japan's Economy in Transition

Yasuhiko Yoneda

* Bad Bank Assets—A Base for Systematic Money-lending Operation

Takeo Kumano

* Structural Changes of Employment Situation and Employment Policy of the Government

Hajime Marutani

Information at Home and Abroad

* "Joint Japan-Germany Seminar on Labour Issues"

Shigetsugu Tokuyama

* TUC at the Present Stage and a National Minimum Wage Conference

Toshihiro Yamanaka

* Follow-up of the Social Development Summit Conference and Tasks of the Trade Union Movement

Yoshio Komori

* Actual Circumstances of Deindustrialization and Demolished Communities in Fukuoka Prefecture

Hideo Ogawa

* Rise of People's Anger and Anxiety toward Absence of Employment Policy by the Government—Joblessness Aggravated in Quake-hit Hanshin Area

Kazuyuki Kusajima

Book Review

* "Toyota System and Its Labour Management" by Masaki Saruta

Takashi Hiranuma

* "Development of Social Welfare in Postwar Days and People at the Very Bottom of the Society" by Masami Iwata

Reiko Shoya

* "Unrest Prevailing in Japanese Industrial Relations"

Compiled by Rodo Soken under Supervision of Shinichiro Kimoto

Takehisa Hirao

Introduction of New Publications

* "Peace and Human Rights that I Cherish" by Hajime Tanuma

Tsutomu Uwagawa

* "Questionaire Survey on Students' Job-hunting" by Aichi Labor Institute

Nozomi Sakai

* "Authorization of Senior Highschool Textbooks and Textbook Problems Today" by Yoshifumi Tawara and Hisao Ishiyama

Shohei Morishita

* Table of Contents (RODO SOKEN Nos.17-20)

Edited and Published by

The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.21 頒価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)